

## 平成30年度 文教委員会資料②

### 【所管事務の調査（報告）】

「第2期川崎市文化芸術振興計画（改訂版）」の策定について

資料1 第2期川崎市文化芸術振興計画（改訂版）の概要

資料2 第2期川崎市文化芸術振興計画（改訂版）（案）

資料3 第2期川崎市文化芸術振興計画（改訂版）（案）に対する意見募集

市 民 文 化 局

（平成30年11月15日）

第1章 第2期文化芸術振興計画の改訂にあたって

1 改訂の経緯

- (H13.2) 文化芸術振興基本法(旧法)
(H17.4) 川崎市文化芸術振興条例
(H20.3) (第1期)川崎市文化芸術振興計画
(H26.3) 第2期川崎市文化芸術振興計画(概ね10年間)
⇒ 以後の状況変化を踏まえ第2期計画の「改訂版」を策定

2 第2期計画について

○ これまでの取組内容及び課題に対する視点の整理

Table with 2 columns: 取組内容, 課題に対する視点. Content includes: 計画の基本目標や施策の目的に沿った取組が行われていることを確認, イベント等の充実、市民や活動団体等との連携強化、広報や情報発信の強化等

○ 重点施策に関する状況の確認

- 重点施策: 基本目標を達成する上で重要な取組

Table with 2 columns: 重点, 内容. Content includes: 【重点1】文化芸術を活かしたまちづくりによる川崎の魅力増進と地域の活性化, 【重点2】次世代の担い手である青少年が身近に文化芸術を体験できる場づくり, 【重点3】バリアフリープログラムの推進による誰もが文化芸術を楽しめる機会づくり

3 第2期計画策定後の文化芸術を取り巻く状況の変化

- (1) 社会状況の変化: 全国と本市の人口推移、外国人居住者・旅行者の増加、インターネット、スマートフォン、SNS等の普及拡大
(2) 国の動向: (H29) 文化芸術基本法(旧法の改正) → (H30) 文化芸術推進基本計画, (H30) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

(3) 本市の状況

- (H28) 総合計画
(H28) 「かわさきパラムーブメント第1期推進ビジョン」
(H30) 「 〃 第2期推進ビジョン」

4 本市の文化芸術振興の現状

- (1) 文化芸術を活用したまちづくり: 地域で受け継がれてきた文化芸術、市内の文化関連施設、音楽や映像を活用したまちづくり、地域の文化芸術資源を活用した取組
(2) 第2期計画策定後の新たな取組: 「かわさきパラムーブメント」関連: 障害のある方による文化芸術活動に関する普及促進及び多様な活動主体の中間支援の取組、地域資源の活用: 浮世絵等の活用、若者文化の発信 ⇒ 更なる推進のため改訂版へ反映、継続した取組の検討・実施の必要性

第2章 本計画の基本的な考え方

1 計画の改訂の方針

〈改訂方針〉

- ◎ 計画体系は第2期計画を基本的に継続
◎ 第2期計画策定後の新規事業等を改訂版に反映
◎ 重点施策は「横断的な視点」に位置付けを改める
◎ 計画全体の指標として総合計画の指標を活用

- 文化芸術を通じたダイバーシティ(多様性)とソーシャル・インクルージョン(社会的包摂)の推進
○ 更なる都市イメージの向上やシビックプライドの醸成

2 本市の文化芸術振興施策の基本方針

- 振興条例の趣旨に基づく基本的な方針
⇒ 計画の体系や施策の展開における上位に位置付け

〈基本方針〉

- ① 文化芸術の振興による創造的で持続的なまちづくりの推進
② 市民の主体的な文化芸術活動の尊重と支援
③ 関係機関等との連携による文化芸術の振興と地域づくり
④ 文化芸術活動を通じた都市・地域間の交流の推進

3 本計画の位置づけ

- 総合計画をはじめ関連する分野別計画との整合
○ 文化芸術基本法による地方公共団体の計画に位置付け → 国の文化芸術推進基本計画を参照
○ 対象とする文化芸術は文化芸術基本法に準拠
○ 川崎市文化財保護活用計画との関連性
○ 産業、観光、福祉等関連分野との連携・協力

4 計画期間

- 平成31(2019)年度から平成35(2023)年度までの5年間

5 これからの本市の文化芸術振興の方向性

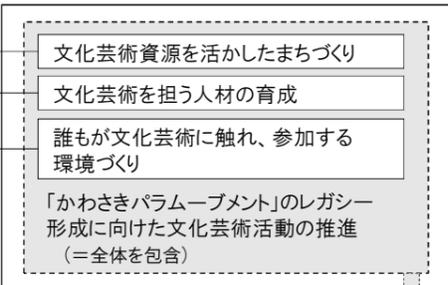
- 文化芸術資源を活かしたまちづくり
文化芸術を担う人材の育成
誰もが文化芸術に触れ、参加する環境づくり
「かわさきパラムーブメント」のレガシー形成に向けた文化芸術活動の推進 (=全体を包含)

第3章 本計画の体系と施策の展開

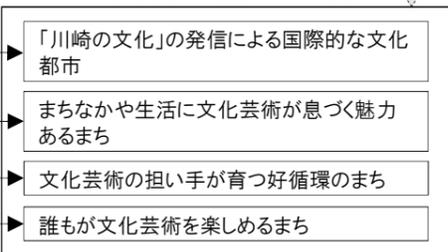
1 本計画で目指すまちの姿

- 前章「これからの本市の文化芸術振興の方向性」を踏まえ、本計画の推進により目指すべきまちの姿を定める

〈 これからの本市の文化芸術振興の方向性 〉



〈 本計画で目指すまちの姿 〉



- 「本計画で目指すまちの姿」を達成するため、3つの「基本目標」と、基本目標を達成するための「施策」を定め、具体的な取組を推進

2 基本目標と施策の展開

(※下線又は傍線は改訂版計画で追加・変更したもの)

基本目標1 文化芸術や地域の特性・資源を活かしたまちづくり

音楽や映像、歴史や伝統文化、若者文化など、市内の文化芸術資源を活かしたまちづくりを推進するとともに、その魅力を積極的に国内外に発信し、市民の地域への愛情を増進するとともに都市イメージの更なる向上を図る。

- 施策1 文化芸術を活かしたまちづくりの推進: 音楽によるまちづくり / 映像によるまちづくり / アートのまちづくり
施策2 地域資源を活用した特色ある文化芸術活動の推進: 街道筋の文化芸術を活用したまちづくり / 生田緑地を中心とした地域の魅力の発信 / 多摩川を活用したまちづくり / 地域の伝統文化や文化財を活用したまちづくり / 企業・産業が産み出す文化芸術の活用 / 若者文化の発信によるまちづくり
施策3 「川崎の文化」の国内外への発信: 国内外への魅力発信 / 文化交流の推進

- 〈改訂版で新たに盛り込む主な取組〉: カルッツかわさきにおける多様なジャンルの音楽等の鑑賞・発表機会の提供, 国史跡橋樹官衙遺跡群の保存整備・活用に関する取組, 若者文化の発信による「若い世代が集い賑わうまち」をめざす取組, 文化芸術事業を通じた多文化共生の取組, 歴史・文化資源である浮世絵等を活用した新たなにぎわいの創出と魅力の発信に向けた取組

基本目標2 人材の育成と協働による文化芸術の振興

文化芸術を支える人材の発掘・支援、子どもや若者が文化芸術に触れ、楽しむ環境づくりを通じ、持続的に文化芸術が発展するまちづくりを進める。また、地域の人材、企業、関係機関等と行政が各々の役割のもと連携し、文化芸術振興と地域活性化を図る。

- 施策1 文化芸術を支える人材の育成と活躍の機会の提供: ボランティアの育成と活躍機会の拡充 / 若手芸術家等の育成支援 / 子どもや若者が文化芸術に触れる機会の充実
施策2 市民・文化関係団体・企業との連携の推進: ネットワークづくりの推進 / 文化芸術の様々な分野への活用 / 文化芸術活動の連携の促進

- 〈改訂版で新たに盛り込む主な取組〉: 文化芸術に関する担い手の育成や技術・技能の継承に資する取組の検討, 子どもや若者による文化芸術の鑑賞や文化芸術活動の更なる拡大に資する取組の検討, 観光や福祉等に文化芸術を活用する取組の検討

基本目標3 市民が文化芸術に触れる環境・活動できる環境の整備

市民が様々な文化に触れ、多様な文化芸術活動ができるよう、美術館やホール等の文化施設を効果的に運営するとともに、誰もが文化芸術を楽しめる機会を増やすことにより、魅力あるまちづくりにつなげていく。

- 施策1 文化施設等の効果的な運営: 施設の特長を踏まえた展示・公演等の実施 / 施設間の連携・協力 / 文化施設等のアウトリーチ活動の充実 / バリアフリーの推進 / 専門人材の養成 / 計画的な修繕の実施
施策2 市民が身近に文化芸術に触れる機会の提供: 身近に文化芸術に触れる機会の充実 / 誰もが文化芸術の楽しさを享受できる機会の設定
施策3 文化芸術活動への市民参加の促進: 文化芸術活動を行う環境の拡充 / 文化芸術活動を行うための情報の整備 / 文化芸術活動を発表する場の提供 / 様々な方が文化芸術活動に参加する機会の提供

- 〈改訂版で新たに盛り込む主な取組〉: 文化関係団体とのネットワークづくりや情報発信等の中間支援機能の強化, 障害者による文化芸術活動の環境づくりに向けた取組

〈本市における文化プログラムについて〉: オリンピックにおける「文化プログラム」の位置づけ / 東京2020大会に向けた文化プログラムの枠組み / 基本的な方向性 ⇒ 認証制度「beyond2020プログラム」の活用、認証組織として文化団体等へ認証取得促進

3 横断的な視点

- 3つの基本目標に関する重要な要素を取組推進の「横断的な視点」として整理

横断的な視点

- 視点1 文化芸術を活かしたまちづくりによる川崎の魅力増進と地域の活性化
視点2 次世代の担い手である子どもや若者が身近に文化芸術を体験できる場づくり
視点3 バリアフリープログラムの推進による誰もが文化芸術を楽しめる機会づくり

成果指標(第4章)

- 文化・芸術活動の盛んなまちだと思ふ市民の割合
主要文化施設の入場者数
ミュージアム川崎シンフォニーホール主催・共催公演の入場者率
年1回以上文化芸術活動をする人の割合
「音楽のまち」の環境が充実していると感じる人の割合
「映像のまち」の取組を知っていて、評価できると回答した人の割合

第4章 計画の推進について

1 各主体に期待される役割

- 市民、文化団体、文化芸術分野における専門家、大学、企業等の各主体に期待される役割と相互の連携・協働

- (公財)川崎市文化財団に求められる役割と機能強化: 文化芸術活動に参加しやすい環境づくり、多様な主体との連携・協働に向けた、市と文化財団との役割分担

Table with 2 columns: 主体, 役割. Content includes: 市民: 市民が文化芸術活動を自主的かつ創造的に進めることができるよう環境を整備するほか、文化芸術振興施策の推進を通じて、文化芸術を振興する役割を担う, 財団: イベント等の事業実施はもとより、川崎の文化芸術を支える人材の育成や多様な活動主体との連携・コーディネートを行う中間支援の取組など専門的な組織としての役割を担う

→ 文化財団は市のサポートのもと機能強化を図る

2 文化関連施設に求められる役割

- 「文化芸術の創造拠点」、「市民の活動拠点」、「川崎市の魅力発信拠点」の3つの役割に沿って各施設を分類し、それぞれの役割を担っていく

3 計画の推進と評価

- (1) 成果指標: 総合計画の文化芸術関連指標を活用して設定
(2) 計画の進行管理・評価の体制: 川崎市文化芸術振興会議(附属機関)、川崎市文化芸術振興庁内推進委員会
(3) 文化アセスメントを活用した施策の総合マネジメント
(4) 計画の年度管理

(※下線又は傍線は改訂版計画で追加・変更したもの)

■ 今後の主なスケジュール

- (11月) パブリックコメント実施(～12月)
(2月) 文化芸術振興会議での報告
(3月) 改訂版の策定

(案)

# 第 2 期川崎市文化芸術振興計画

改訂版

平成 31 (2019) 年度～平成 35 (2023) 年度

平成 31 (2019) 年 3 月

川崎市

# 目次

## 第1章 第2期文化芸術振興計画の改訂にあたって

1	改訂の経緯	1
2	第2期計画について	1
3	第2期計画策定後の文化芸術を取り巻く状況の変化	6
4	本市の文化芸術振興の現状	7

## 第2章 本計画の基本的な考え方

1	計画の改訂の方針	10
2	本市の文化芸術振興施策の基本方針	10
3	本計画の位置づけ	12
4	計画期間	13
5	これからの本市の文化芸術振興の方向性	13

## 第3章 本計画の体系と施策の展開

1	本計画で目指すまちの姿	15
2	基本目標と施策の展開	16
3	横断的な視点	28

## 第4章 計画の推進について

1	各主体に期待される役割	32
2	文化関連施設に求められる役割	34
3	計画の推進と評価	35

参考資料	37
------	----

# 第1章 第2期文化芸術振興計画の改訂にあたって

## 1 改訂の経緯

本市では、旧・文化芸術振興基本法（平成 29(2017)年に文化芸術基本法に改正）の第4条「地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」に基づき、文化芸術を活かしたまちづくりを進めるため、平成 17(2005)年 4 月に「川崎市文化芸術振興条例」（以下「振興条例」という。）を制定しました。

この振興条例に基づき、本市における文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 20(2008)年 3 月に「川崎市文化芸術振興計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、さらに平成 26(2014)年 3 月にはその後の社会状況の変化等を踏まえ、平成 26 年度から概ね 10 年間の計画期間とする「第2期川崎市文化芸術振興計画」（以下「第2期計画」という。）を策定しました。

この度、平成 30(2018)年に計画期間の中間年を迎えることから、後述する文化芸術振興基本法の改正の趣旨や、本市が進める「かわさきパラムーブメント（第2期推進ビジョン）」<sup>1</sup>の取組など、第2期計画策定後の社会状況の変化等を踏まえて見直しを行い、平成 31(2019)年度から 5 年間の計画期間とする、「第2期川崎市文化芸術振興計画（改訂版）」（以下「本計画」という。）として策定し、引き続き文化芸術振興施策を推進していきます。

## 2 第2期計画について

### (1) 計画の体系

第2期計画では、振興条例の理念に基づく 4 つの「基本方針」と、川崎の文化芸術振興の方向性として 4 つの「目指すまちの姿」を定めました。

#### <基本方針>

- ・文化芸術の振興による創造的で持続的なまちづくりの推進
- ・市民の主体的な文化芸術活動の尊重と支援
- ・関係機関等との連携による文化芸術の振興と地域づくり
- ・文化芸術活動を通じた都市・地域間の交流の推進

<sup>1</sup> 「かわさきパラムーブメント」…本市では、障害のある人などが生き生きと暮らす上での障壁となっている、私たちの意識や社会環境のバリアを取り除くことや、新しい技術でこれらの課題に立ち向かうことを「ムーブメント」として展開しています。東京 2020 大会を契機として、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めていくため、東京 2020 大会に向けた本市の取組の方向性や目指すべきレガシー（遺産）を明らかにし、市民と共有するとともに、取組を計画的に進めていくため、「かわさきパラムーブメント推進ビジョン」を策定しました。

### <目指すまちの姿>

- ・「川崎の文化」の発信による国際的な文化都市
- ・まちなかや生活に文化芸術が息づく魅力あるまち
- ・文化芸術の担い手が育つ好循環のまち
- ・誰もが文化芸術を楽しめるまち

また、第1期計画の成果や課題等を踏まえ、3つの「基本目標」と、基本目標を達成するための「施策」を定めて具体的な取組を行うとともに、特に重要な取組については「重点施策」として位置づけました。

### <基本目標と施策>

- ◎基本目標1 文化芸術や地域の特性・資源を活かしたまちづくり
  - 施策1 文化芸術を生かしたまちづくりの推進
  - 施策2 地域資源を活用した特色ある文化芸術活動の推進
  - 施策3 「川崎の文化」の国内外への発信
- ◎基本目標2 人材育成と協働による文化芸術の振興
  - 施策1 文化芸術を支える人材の育成と活躍の機会の提供
  - 施策2 市民・文化関係団体・企業との連携の推進
- ◎基本目標3 市民が文化に触れる環境・活動できる環境の整備
  - 施策1 文化施設等の効果的な運営
  - 施策2 市民が身近に文化芸術に触れる機会の提供
  - 施策3 文化芸術活動への市民参加の促進

### <重点施策>

- 重点施策1 文化芸術を活かしたまちづくりによる川崎の魅力増進と地域の活性化
- 重点施策2 次世代の担い手である青少年が身近に文化芸術を体験できる場づくり
- 重点施策3 バリアフリープログラムの推進による誰もが文化芸術を楽しめる機会づくり

## (2) 第2期計画におけるこれまでの取組

第2期計画で掲げた施策体系ごとに、計画策定（平成26(2014)年度）から平成29(2017)年度までの取組の進捗状況と、取組に関する課題に対して必要となる視点等の調査を行い、主な結果を整理しました。

その結果、文化芸術関連イベントや文化関連施設の運営など、第2期計画で掲げた基本目標や施策の目的に沿った取組が行われていることが確認できました。

また、取組に関する課題に対して必要となる視点としては、イベント等の充実や改善、市民や地域の活動団体等との連携の強化、参加者の拡大等に向けた広報や情報発信の強化などが各施策に共通する内容となっているほか、ボランティアを含めた文化芸術活動の担い手の継続的な育成や、訪日外国人も含めて多様化する観光ニーズへの対応などが挙げられています。

### 【これまでの主な取組と課題に対して必要となる視点】

第2期計画策定後の新たな取組を中心に、これまでの主な取組内容と、取組に関する課題に対して必要となる視点を基本目標ごとに整理しました。（※詳細は38ページ以降の「参考資料」を参照してください。）

#### ◎基本目標1 文化芸術や地域の特性・資源を活かしたまちづくり

<p>これまでの 主な取組</p>	<p>○音楽や映像、地域固有の歴史や伝統文化など、地域の文化芸術資源を活かしたまちづくりに向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「かわさきジャズ」の開催 (H27～)</li> <li>・ミューザ川崎シンフォニーホールやカルッツかわさき（スポーツ・文化総合センター）における良質な音楽の鑑賞機会の提供</li> <li>・「かわさき・シネマ大道芸フェスティバル」の開催 (H26～)</li> <li>・「川崎市映像アーカイブ」の公開 (H28～)</li> <li>・「東海道川崎宿 2023 まつり」の開催 (H26～)</li> <li>・「高津区ふるさとアーカイブ」公開 (H26～)</li> <li>・「丸子の渡し祭り」の開催 (H26～)、「渡し場サミット」の開催 (H27～)</li> <li>・「川崎市地域文化財顕彰制度」の創設 (H29～)</li> <li>・「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」の策定 (H29)</li> </ul> <p>○川崎の文化の発信による都市イメージの向上と地域への愛着の増進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「かわさきイベントアプリ」による情報提供の開始 (H29～)</li> <li>・かわさききたテラス観光案内所の運営開始 (H29～)</li> <li>・「カワサキハロウィン」や「川崎・しんゆり芸術祭（アルテリッカしんゆり）」など、川崎に根ざした文化芸術イベントの発信</li> </ul>
<p>課題に対して必要となる視点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント等の事業内容や実施会場等の充実、改善</li> <li>・来場者や参加者の拡大に向けた広報活動の強化や関係団体等への周知</li> <li>・文化関連施設や市民団体、企業等の連携強化による事業の更なる活性化</li> <li>・地域の文化芸術資源の掘り起こしや蓄積した資源の活用方策の検討</li> <li>・市民のみならず市外居住者や訪日外国人に対する魅力発信の取組</li> <li>・多様な観光ニーズに応えうる魅力づくりと受入体制の充実に向けた取組</li> <li>・各都市が持つ特性を活用し、互恵関係を構築できる交流事業の実施</li> </ul>

◎基本目標2 人材の育成と協働による文化芸術の振興

<p>これまでの 主な取組</p>	<p>○地域の文化芸術活動を支える人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「かわさきジャズ」における人材育成プログラムの実施 (H27～)</li> <li>・文化財ボランティア登録制度の開始 (H28～)</li> <li>・芸術のまち・かわさき人材育成事業（アート講座）の実施</li> <li>・文化芸術イベントにおけるボランティア人材の活用</li> <li>・ミュージア川崎シンフォニーホールにおける人材育成プログラムの実施</li> <li>・岡本太郎現代芸術賞（TARO 賞）やかわさき市美術展の実施</li> <li>・子どもや青少年を対象とした文化芸術事業の実施</li> </ul> <p>○市民や文化関係団体、企業等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「あさお芸術・文化交流カフェ」の開始 (H26～)</li> <li>・「音楽のまち・かわさき」推進協議会や「映像のまち・かわさき」推進フォーラムの活動への支援</li> </ul>
<p>課題に対し 必要となる 視点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域人材の継続的な育成に向けた関係団体との協議や働きかけ等の取組</li> <li>・参加者の拡大に向けた事業の充実や情報発信の強化</li> <li>・事業の充実や情報発信の強化等を目的としたネットワークの拡大や連携の更なる強化</li> <li>・更なる文化芸術振興のための中間支援機能の充実</li> </ul>

◎基本目標3 市民が文化に触れる環境・活動できる環境の整備

<p>これまでの 主な取組</p>	<p>○美術館やホール等の文化関連施設の効果的な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小黒恵子童謡記念館の再開館 (H29～)</li> <li>・カルッツかわさき（スポーツ・文化総合センター）の開館 (H29～)</li> <li>・文化関連施設における魅力的な公演や展示等の事業の実施、アウトリーチ活動の実施、鑑賞支援の取組の実施、専門人材の育成、施設間の連携・協力</li> </ul> <p>○誰もが文化芸術を楽しみ、参加できる機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区役所のロビーや各地域の公共施設を活用したコンサート</li> <li>・東京交響楽団による社会福祉施設等への巡回コンサート</li> <li>・市民ミュージアムのアトリエや学校施設等の開放による市民の文化活動に資する取組の実施</li> <li>・障害のある方による文化芸術活動の環境づくりに向けた事業の実施 (H29～)</li> </ul>
<p>課題に対し 必要となる 視点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各文化関連施設の事業やイベント事業等の更なる充実</li> <li>・施設間や関係団体等との連携の強化</li> <li>・事業やイベントの魅力を発信するための効果的な広報の実施</li> <li>・各施設の長寿命化計画に基づく計画的な修繕等の実施</li> <li>・beyond2020 プログラムの認証制度を通じたバリアフリープログラムの充実</li> </ul>

### (3) 重点施策に関する状況

第2期計画では、基本目標を達成する上で重要な取組について重点施策と位置づけて取り組んできました。重点施策に関する平成29(2017)年度の事業実施状況等は次のとおりです。

<b>重点施策1</b> 文化芸術を活かしたまちづくりによる川崎の魅力増進と地域の活性化
○文化施設等の効果的な運営 ＜主要な文化施設＞ ※（ ）内は平成29(2017)年度の入場者数 ミュージアム川崎シンフォニーホール (23.8万人) / カルッツかわさき (スポーツ・文化総合センター) (16.8万人 ※平成29年10月～平成30年3月) / 東海道のかわさき宿交流館 (5.0万人) / 市民ミュージアム (28.2万人) / 大山街道ふるさと館 (6.3万人) / 藤子・F・不二雄ミュージアム (41.8万人) / 岡本太郎美術館 (7.4万人) / 日本民家園 (11.7万人) / かわさき宙と緑の科学館 (青少年科学館) (28.8万人) / アートセンター (8.5万人)
<b>重点施策2</b> 次世代の担い手である青少年が身近に文化芸術を体験できる場づくり
○青少年 (18歳以下) を主な対象とした取組の推進 ＜代表的な取組＞ <ul style="list-style-type: none"><li>・ミュージアム川崎シンフォニーホールでの「こどもフェスタ」や「こどもの日オープンハウス」の実施 (延べ5日間で約2,800人参加)</li><li>・子どもの音楽活動推進事業 (市立小学校の児童を対象とした東京交響楽団による演奏会をミュージアム川崎シンフォニーホールで開催) の実施 (2日間6公演で94校9,239人参加)</li><li>・市民ミュージアムでの社会科教育推進事業 (市立小学校の4年生が展覧会や館内を見学) の実施 (市内88校で10,199人参加)</li><li>・小中学校での映像制作活動の支援 (市内5校で561人参加)</li></ul>
<b>重点施策3</b> バリアフリープログラム <sup>2</sup> の推進による誰もが文化芸術を楽しめる機会づくり
○バリアフリープログラムに関する取組の推進 ＜代表的な取組＞ <ul style="list-style-type: none"><li>・東京交響楽団による老人福祉施設や病院、障害者福祉施設などを巡回するコンサート (5回実施、延べ497人参加)</li><li>・パラアート推進事業 (障害のあるアーティストによる美術作品展、聴覚障害者も参加する人形劇団による公演、シンポジウム等) (延べ1,794人参加)</li><li>・アートセンターでの上映事業における副音声イヤホンガイドの提供や保育付きの上映 (延べ19作品で43回実施)</li></ul>

<sup>2</sup> バリアフリープログラム：障害のある方や小さな子ども連れの方、高齢の方、入所・入院中の方など、気軽に文化芸術活動に参加しにくい方を対象とした取組や、これらの方が参加しやすくするような取組のことを指すもので、特にそうした取組はしていないが、結果として参加者に上記の方々が含まれていた、といった場合は含みません。

### 3 第2期計画策定後の文化芸術を取り巻く状況の変化

第2期計画を策定した平成26(2014)年以降、文化芸術に関連して、社会状況や国、本市における様々な変化が生じています。

#### (1) 社会状況の変化

全国的には人口が減少する中、本市では首都圏の中心に位置する立地優位性や交通利便性に加え、豊富な文化芸術資源などといった本市の魅力が要因となり、活力ある都市として近年では社会増を主要因に人口増が続いた結果、人口は平成29(2017)年4月に150万人を超え、平成42(2030)年まで少子高齢化が更に進行しつつも人口増が続くと予想されています。また、本市の外国人居住者も近年では年間2,000人から3,000人のペースで増加するとともに、国籍や地域の多様化も進んでいます。こうした背景のもと、「都市に対する愛着・誇り」や「市民としての自負心」であるシビックプライドの醸成に向けた取組や、ダイバーシティ（多様性）とソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）を推進する取組の重要性が高まっています。

一方、伝統芸能から漫画・アニメなど我が国の文化や伝統などが注目を浴びている中で、外国から我が国への旅行者数は近年大きく増加しており、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の開催を契機として更なる増加が予想されています。さらに、インターネットやスマートフォン、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等の普及は目覚ましく、様々な情報を広範囲かつ即座に知ることに加えて、情報の受け手としてだけでなく、誰もが情報を気軽に発信することが可能になっています。こうした中で、地域のポテンシャルを活かして魅力を高めていく取組に加えて、様々な媒体を活用して地域の魅力をより効果的に発信し、対外的な認知度やイメージの向上を図る取組が求められています。

#### (2) 国の動向

国では文化芸術関連の法律や計画が新たに定められました。

まず、平成29(2017)年に文化芸術振興基本法の改正が行われ、題名も「文化芸術基本法」に改められました。文化芸術振興基本法が平成13(2001)年に制定されてから約16年が経過し、我が国社会の少子高齢化やグローバル化等がますます進展する中で、文化の祭典でもある東京2020大会の開催は、文化芸術の価値を社会の中心に据え、文化芸術による新たな価値の創出を広く国際社会に示す重要な契機であるという認識のもと、「文化芸術立国」の実現を目指すとともに、観光やまちづくり等を通じた文化芸術の新たな価値の創出を図るため、改正が行われたものです。文化芸術そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等文化芸術に関連する分野の施策についても法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を、文化芸術の更なる継承、発展及び創造につなげていくことの重要性を明らかにすること等が、今回の改正で

行われました。また、改正法に基づき、国では平成 30(2018)年に、平成 30(2018)年度から平成 34(2022)年度の 5 年間を計画期間とする「文化芸術推進基本計画」が策定されました。

さらに平成 30(2018)年には、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定されました。この法律は、文化芸術基本法及び障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的に定められたものです。

### (3) 本市の状況

本市においては、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現を目指して、平成 28(2016)年 3 月に新たな総合計画を策定しました。総合計画は、今後 30 年程度を展望した「基本構想」と、概ね 10 年間を対象とした長期計画である「基本計画」、中期の具体的な取組を定める「実施計画」で構成されています。このうち、実施計画については現在、平成 30(2018)年度から平成 33(2021)年度の 4 年間を計画期間として、平成 30 年 3 月に策定した「第 2 期実施計画」に基づき、各分野での取組を進めています。

また、平成 28(2016)年 7 月には、都市のブランドメッセージ「Colors, Future! いろいろって、未来。」を策定しました。これは、本市の多彩な魅力を一言で表現し、都市の将来像を示すものとして、市内外に対して川崎の魅力と将来への方向性を発信することに活用し、川崎の素晴らしさを明らかにすることにより、市民の川崎への愛着や誇りの醸成につなげることを目的として定めたものです。

さらに、東京 2020 大会を契機として、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めていくため、平成 28(2016)年に「かわさきパラムーブメント第 1 期推進ビジョン」を策定し、様々な分野において大会後の未来へと遺していくレガシーの形成に向けた取組を進めています。現在は、平成 30(2018)年に策定した「かわさきパラムーブメント第 2 期推進ビジョン」に基づく取組を進めています。

## 4 本市の文化芸術振興の現状

### (1) 文化芸術を活用したまちづくり

#### ア 地域で受け継がれてきた文化芸術

本市では、古くからの人々の日々の営みの中で生活・風土と結びついた地域性の濃い演劇や舞踊などの民俗芸能が生まれ、住民自らが伝承していくことにより、菅や初山、小向などの獅子舞や新城の囃子曲持、諏訪の祭囃子など、市内各地に郷土色豊かな民俗芸能が残され、現在でも多くの方々が保存・普及に力を注ぎ、地域の祭りなどで往時の文化芸術に触れることができます。

#### イ 市内の文化関連施設

市内の文化関連施設では、博物館と美術館の複合文化施設として等々力緑地

に昭和 63(1988)年に開館した「市民ミュージアム」、岡本太郎氏から本市に寄贈された作品等を展示する目的で平成 11(1999)年に開館した「岡本太郎美術館」、平成 16(2004)年に開館した世界有数の音響を誇る「ミュージア川崎シンフォニーホール」や、優れた音響性能とオーケストラピットを有し、コンサートや様々な舞台芸術に対応するホールを備えて平成 29(2017)年に開館した「カルッツかわさき（スポーツ・文化総合センター）」、劇場と映像ホールを備えた「アートセンター」の他、「かわさき宙と緑の科学館（青少年科学館）」、「日本民家園」、「藤子・F・不二雄ミュージアム」、「小黒恵子童謡記念館」など数多くの文化施設が整備され、文化芸術の創造拠点や市民の活動拠点、川崎市の魅力発信拠点としての取組を進めています。

## ウ 音楽や映像を活用したまちづくり

音楽に関しては、2つの音楽大学や市民合唱団、アマチュアオーケストラ、商店街や企業など多様な主体と連携しながら、かわさきジャズやアジア交流音楽祭、市民第九コンサート、プラチナ音楽祭を実施するなど、「音楽のまち・かわさき」の充実を図ることで幅広い世代の方が音楽を楽しめる環境づくりに取り組み、「音楽のまち・かわさき」の中核的施設である「ミュージア川崎シンフォニーホール」では、本市のフランチャイズオーケストラである東京交響楽団等による良質な音楽の鑑賞機会の提供、市民の晴れの舞台としての演奏会、子どもから大人までが気軽に音楽に興味を持てるコンサートなども実施しています。

映像に関しては、映画の単科大学や市内4つのシネマコンプレックスをはじめとした映像資源を活かし、「KAWASAKI しんゆり映画祭」の開催支援などによるまちの魅力の向上や、ドラマや映画のロケ地を活用した都市イメージの向上や賑わいづくりを推進しています。

## エ 地域の文化芸術資源を活用した取組

この他にも、東海道をはじめとする街道筋の文化芸術、多摩川に関する景観や歴史、地域に根ざした伝統文化などを活用した取組や、市内に多数存在している生産施設や産業遺産、先端技術施設などを効果的に活用した産業観光ツアーや工場夜景ツアーなどの産業観光の取組など、川崎ならではの地域資源を活用した取組も進められています。

### (2) 第2期計画策定後の新たな取組について

第2期計画を策定して以降、新たな取組が行われています。「かわさきパラムーブメント」の一環としては、障害のある方による文化芸術の普及促進などを通じて誰もが文化芸術活動に親しめる環境づくりに向けて、障害のあるアーティストによる美術作品展などに加え、福祉施設や文化芸術団体等の関係団体による交流会など、多様な活動主体の中間支援に関する取組が行われています。また、地域資源の活用としては、本市の歴史文化資源である浮世絵等を活用して新たなにぎ

わいの創出し魅力を発信する取組や、ブレイキンやヒップホップダンスをはじめとするストリートカルチャーなど、若い世代による文化として本市に根付いているコンテンツを地域資源としてまちづくりに活用する取組が行われています。

こうした新たな取組を更に加速して推進していくために、本計画に反映させる必要があります。また、今後とも引き続き、社会状況の変化を踏まえた取組や、新たな地域資源の掘り起こしと活用に向けた取組などを検討・実施していく必要があります。

## 第2章 本計画の基本的な考え方

### 1 計画の改訂の方針

第1章で述べたとおり、第2期計画の策定以降、社会状況の変化や、国における法律の改正や制定、本市における総合計画や「かわさきパラムーブメント第1期推進ビジョン」の策定、文化芸術に関する新たな取組の実施など、文化芸術を取り巻く様々な状況の変化がありました。

こうした状況の変化等を踏まえて第2期計画の改訂を行い、後述する「かわさきパラムーブメント」の文化芸術分野におけるレガシーの形成を目指しつつ、文化芸術を通じたダイバーシティとソーシャル・インクルージョンを推進するため、多くの市民が文化芸術活動に参加しやすい環境づくりを進め、市民や文化団体等の多様な主体と協働・連携しながら文化芸術活動の振興をより一層図るとともに、更なる都市イメージの向上やシビックプライドの醸成に向けて、文化芸術を通じた川崎の魅力発信に取り組んでいきます。

第2期計画の改訂にあたって、まず、計画の体系を変更するかどうかの検討が必要となります。しかし、法律の改正等の趣旨である、文化芸術の他分野との連携や、障害のある方を含めた誰もが文化芸術に触れ、参加できる環境の整備といった内容については、第2期計画で掲げた計画の体系等において既に盛り込まれています。また、第2期計画に関するこれまでの取組等の整理を行った結果、取組に関する課題に対して必要となる視点として、イベント等の充実や改善、市民や地域の活動団体等との連携の強化、参加者の拡大等に向けた広報や情報発信の強化等が挙げられましたが、こうした点については、企画や演出、会場や実施回数等の検討、関係機関等との交流の場の設定、ターゲットに合わせた広報手段の選択など、それぞれの取組の中で改善を図ることができるものといえます。

以上のことから、今回の改訂にあたり、計画の体系は第2期計画の体系を基本的に継続することとします。ただし、第2期計画の策定後に新たに取り組まれている要素については改訂に反映させる必要があるため、取組項目等の見直しを行います。

また、重点施策については各事業のいわゆる「横申し」の取組であり、指標を設定して重点施策全体の進行管理を行うことには、実効性の面で課題があったため、今回の改訂においては、重点施策としての位置づけを改めます。また、川崎市総合計画第2期実施計画における文化芸術に関する成果指標を活用して、本計画全体の成果指標として設定します。

### 2 本市の文化芸術振興施策の基本方針

振興条例では、本市の文化芸術の振興に関して、基本理念を定め、並びに市、市民及び企業の役割を明らかにするとともに、文化芸術振興施策の基本となる事項を定めています。その趣旨を踏まえると、本市の文化芸術振興施策における基本的な方針は以下の4点に整理することができます。

<b>基本方針 1</b>	<b>文化芸術の振興による創造的で持続的なまちづくりの推進</b>
<p>文化芸術の振興は、都市が創造、発展、繁栄するための重要な要素であり、その活動と情報発信を通じて、まちの活性化を進めます。また、市民が愛着と誇りをもって暮らすことができるまちづくりを進めることによって、創造的で人間らしい感性豊かな人を育む地域社会をつくります。</p>	
<p>【振興条例 前文（抜粋）】</p> <p>…文化芸術は、今日、市民が人間らしく豊かに暮らすために不可欠のものであり、世界平和の礎を築き、都市生活の質を高める重要な役割を担うとともに、創造的な市民や企業を育て、持続的に発展する都市をつくり出す源となるものである。</p>	

<b>基本方針 2</b>	<b>市民の主体的な文化芸術活動の尊重と支援</b>
<p>市民が主体的に実施する多様な文化芸術活動に対して、環境の整備と場所、施設、方法等の必要な情報提供を行い、その活動の自主性、創造性を尊重し、様々な角度から支援を行います。</p>	
<p>【振興条例 第3条】</p> <p>市は、市民が文化芸術活動を自主的かつ創造的に行うことができるよう環境を整備するほか、文化芸術振興施策を推進することを通じて、文化芸術を振興する役割を担うものとする。</p>	

<b>基本方針 3</b>	<b>関係機関等との連携による文化芸術の振興と地域づくり</b>
<p>市民、企業、文化団体や大学等が、コミュニケーションを図りながら連携・協働を促進し、それぞれが役割を担うことにより、効果的で継続的に文化芸術を振興するとともに、地域づくりを進めます。</p>	
<p>【振興条例 第4条】</p> <p>市民及び企業は、文化芸術活動の担い手として、その活力及び創意を生かすとともに、文化芸術活動を支援することを通じて、文化芸術を振興する役割を担うものとする。</p>	
<p>【振興条例 第5条第1項】</p> <p>市は、文化芸術振興施策の推進に当たっては、広く市民が文化芸術の恵沢を享受できるよう努めるとともに、市民及び企業と協働して行うよう留意するものとする。</p>	

<b>基本方針 4</b>	<b>文化芸術活動を通じた都市・地域間の交流の推進</b>
<p>国内外の都市や地域との文化交流を積極的に推進し、文化的価値観の違いを認め、相互に尊重するとともに、多様な文化芸術活動、生活様式、伝統等に触れるための情報発信と人的交流を進めます。</p>	
<p>【振興条例 第2条第3項】</p> <p>文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の多様性を尊重し、地域で育まれてきた多様で特色ある文化芸術の保存及び活用並びに市の内外の地域との文化芸術の交流が図られなければならない。</p>	

この基本方針は、振興条例の趣旨を踏まえたものであり、本計画の体系や本計画に基づく施策の展開にあたり、その上位に位置づけられるものです。

### 3 本計画の位置づけ

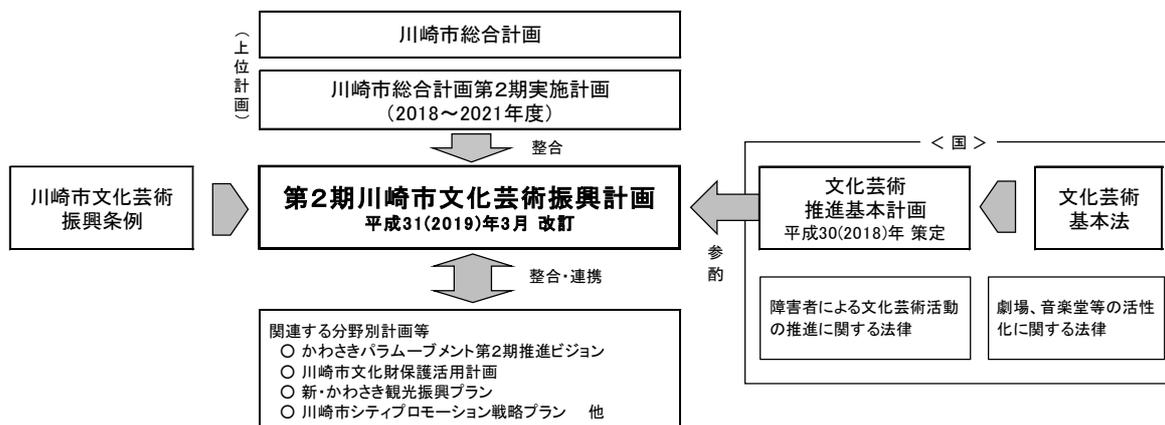
本計画は、振興条例第7条に基づき、文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定する計画であり、川崎市政の基本方針である「川崎市総合計画」をはじめ関連する分野別計画等との整合性を図っています。また本計画は、文化芸術基本法第7条の2に規定する地方公共団体が定める「文化芸術の推進に関する計画」に該当する計画であり、策定にあたっては、文化芸術基本法の理念に則るとともに、国の文化芸術に関する施策に関する基本的な計画である「文化芸術推進基本計画」を参酌しています。

本計画では、文化芸術基本法第3章「文化芸術に関する基本的施策」に規定する、文学や音楽、美術、写真、演劇、舞踊等の芸術、映画や漫画等のメディア芸術、能楽や歌舞伎等の伝統芸能、落語や講談等の芸能、茶道や華道等の生活文化、有形・無形の文化財、地域固有の伝統芸能や民俗芸能を対象としています。

このうち、文化財の調査や保護活用に関しては、その根幹となる「文化財保護法」に基づき、本市では平成26年3月に策定した「川崎市文化財保護活用計画」による取組を進めています。本計画では施策体系の中に文化財の調査や保護活用の取組も含まれますが、「川崎市文化財保護活用計画」は具体的な文化財の保護活用について、その行政目的や方向性等の詳細を定めるもので、それぞれの計画は互いに連携し、関連性を持つものです。

さらに、産業や観光及び福祉等他分野との連携・協力により、文化芸術の振興を図るとともに、これらの関連分野の振興にも寄与することを目指します。

#### 【計画の関連図】



## 4 計画期間

本計画の計画期間は、平成 31(2019)年度から平成 35(2023)年度までの5年間とします。

		H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)	H37 (2025)	
総合計画	基本計画	平成28(2016)年度から概ね10年												
	実施計画	第1期			第2期				第3期					
文化芸術推進基本計画(国)					第1期									
文化芸術振興計画		第2期 平成26(2014)年度から概ね10年間					第2期(改訂版) 平成31(2019)年度～平成35(2023)年度							
その他								東京2020大会						市制100周年

## 5 これからの本市の文化芸術振興の方向性

### (1) 文化芸術資源を活かしたまちづくり

本市には、音楽や映像をはじめとして、地域の歴史や伝統文化、産業遺産や産業施設、若者文化など、多彩な文化芸術資源が豊富に存在しています。こうした資源を活用して川崎ならではの文化をより一層振興していくとともに、多様な媒体を活用して本市の文化芸術の魅力を積極的に発信することで、都市イメージの向上やシビックプライドの醸成を図ります。さらに、羽田空港に近接し、国内外からのアクセスが非常に良いという立地優位性を活かして、産業や観光など様々な分野と連携しながら、総合的に文化芸術を活かしたまちづくりを進めることにより、国内外から多くの人が集まる国際的な文化都市としての定着を図ります。

### (2) 文化芸術を担う人材の育成

文化芸術を活かしたまちづくりを進めるためには、まちなかや身近な場所において市民が気軽に文化芸術を楽しむことができる環境づくりに向けた取組を継続的に行い、文化芸術を楽しむ人に加えて、文化芸術活動を行う人や活動を支える人の裾野を広げていく必要があります。そのためには、例えば子どもや若者が身近に良質な文化芸術に触れる場や、地域の伝統芸能などに触れ、楽しめる機会を提供し、子どもや若者の感性を育てていくための取組を推進するなど、将来の「川崎の文化」を支える次世代の担い手の育成に取り組んでいきます。

### (3) 誰もが文化芸術に触れ、参加する環境づくり

誰もが気軽に文化芸術に触れ、参加することができる環境を作り、文化芸術を通じたダイバーシティとソーシャル・インクルージョンを推進するため、文化関連施設のみならず、まちなかや身近な場所において、子育て中の方や高齢の方、障害のある方など、より多くの方がそれぞれの状況に応じて文化芸術の楽しさを享受できるための取組を進めていきます。

#### (4) 「かわさきパラムーブメント」のレガシー形成に向けた文化芸術活動の推進

東京 2020 大会は、スポーツの祭典であると同時に文化の祭典でもあります。

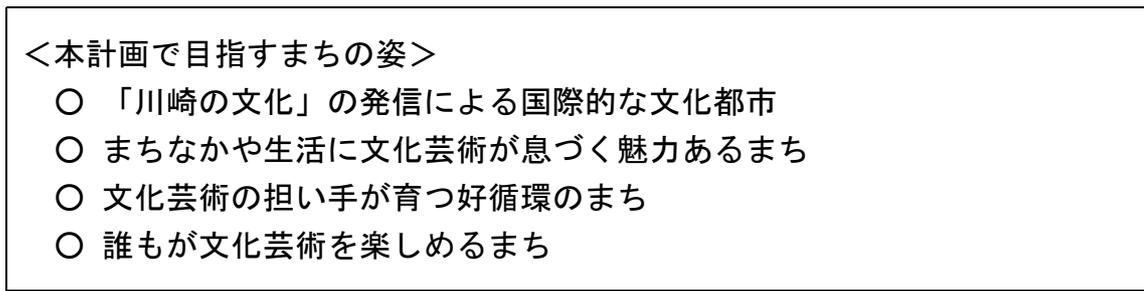
「かわさきパラムーブメント第2期推進ビジョン」では、障害のある方の自己実現・社会参加の手段として文化芸術活動の振興を図ることは重要であると捉え、文化芸術に係るレガシーを「誰もが文化芸術に親しんでいるまち」としています。本計画に基づく文化芸術の振興にあたっては、このレガシーの形成に向け、障害のある方による文化芸術の普及促進などを通じて、障害の有無にかかわらず誰もが文化芸術活動に取り組める環境づくりなど、「すべての人が、文化芸術活動に携わることができる環境が整っている」状態、また「すべての人が、文化芸術に親しみ、楽しめる環境が整っている」状態を目指して各施策を推進していきます。

また、平成 36(2024)年の市制 100 周年を見据えて、市民、文化団体等の多様な主体と協働・連携しながら文化芸術活動の振興をより一層図るとともに、文化芸術を通じた川崎の魅力発信に取り組んでいきます。

### 第3章 本計画の体系と施策の展開

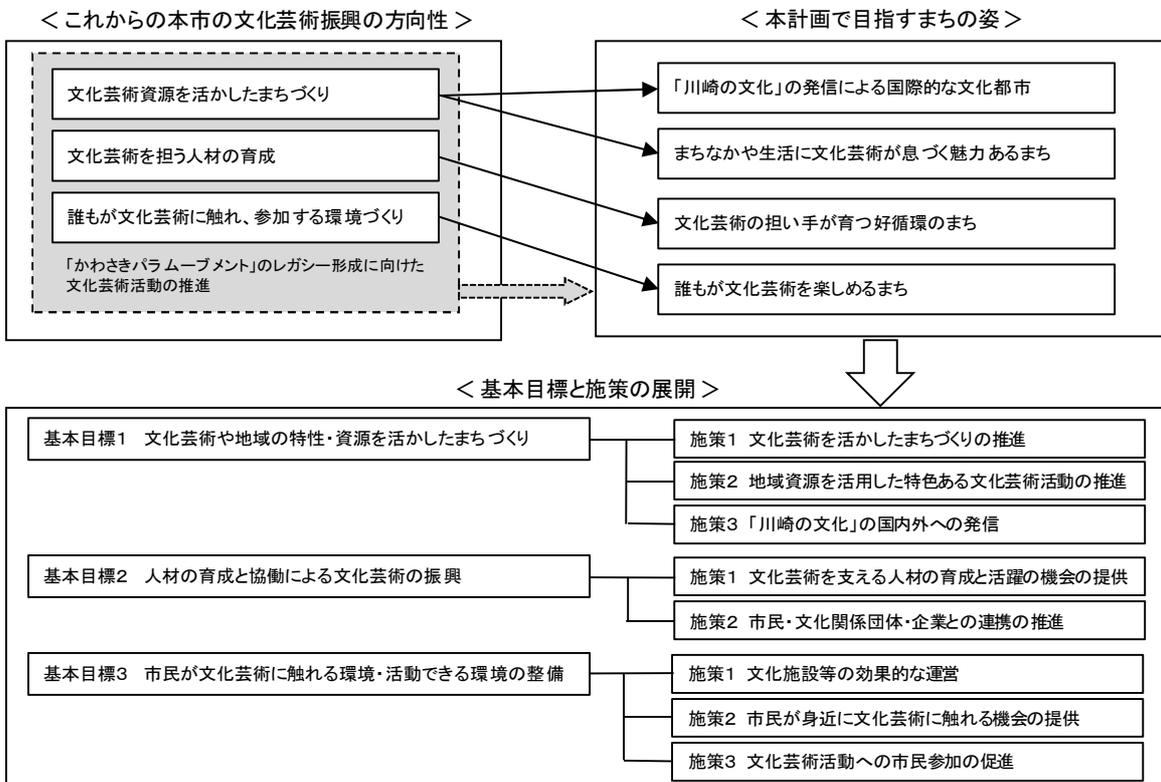
#### 1 本計画で目指すまちの姿

前章で記載した、「文化芸術資源を活かしたまちづくり」、「文化芸術を担う人材の育成」、「誰もが文化芸術に触れ、参加する環境づくり」、そしてこれらを包含するものとして『かわさきパラムーブメント』のレガシー形成に向けた文化芸術活動を推進していくという方向性を踏まえ、本計画の推進により目指すべきものとして、以下の4点を「本計画で目指すまちの姿」として定めます。



この「本計画で目指すまちの姿」を達成するため、今後の一層の文化芸術振興を図るための3つの基本目標と、基本目標を達成するための施策を定め、具体的な取組を進めていきます。

#### 【関連図】



## 2 基本目標と施策の展開

(※下線部は第2期計画から本計画で追加・変更した箇所)

### (1) 基本目標1 文化芸術や地域の特性・資源を活かしたまちづくり

本市には、様々な文化芸術分野で活動する人や多くの文化関連施設、教育機関があり、豊富な資源を活かしたまちづくりが可能となっています。南北に長い地形の中には7つの区があり、それぞれの地域において特色のある伝統的な文化芸術が受け継がれており個性豊かな地域性を有しています。

本市では、音楽や映像をはじめとして、歴史や伝統文化、若者文化など、市内の文化芸術資源を活かしたまちづくりを推進するとともに、これらの魅力を積極的に国内外に向けて発信し、市民の地域への愛情を増進するとともに都市イメージの更なる向上を図ります。

#### 施策1 文化芸術を活かしたまちづくりの推進

文化芸術の取組を市民の生活の中に浸透させ、まちづくりにつなげることにより、人々の生活に潤いの溢れる、住む人にとっても、訪れる人にとっても魅力的なまち「川崎」を創造していきます。

取組	取組の概要
音楽によるまちづくり	<p>多様な団体等と連携して老若男女、様々な環境の人が身近に音楽に親しめる環境、演奏できる環境を創出することにより、市内各地で培ってきた音楽によるまちづくりの裾野を広げていくとともに、ミューザ川崎シンフォニーホールを中心とした良質な音楽の提供を行っていくことにより、国内外に「音楽のまち・かわさき」の魅力を発信していきます。</p> <p>○公共施設やまちなか等、身近な場所で音楽を発表し、鑑賞できる機会の提供</p> <p>○ミューザ川崎シンフォニーホールを中心とした、フランチャイズオーケストラ等による質の高い音楽の提供</p> <p><u>○カルッツかわさき(スポーツ・文化総合センター)における多様なジャンルの音楽等を発表し、鑑賞できる機会の提供</u></p> <p>○民間の取組による「音楽のまち・かわさき」を発信する音楽イベント等の開催支援</p> <p>○市内音楽大学との連携による、学生の発表の機会の提供や、人材育成の推進</p> <p>○「音楽のまち・かわさき」推進協議会を中心とした、企業や文化団体、演奏家のマッチング機能の充実及び地域活性化</p> <p>○小さな子どもや障害のある方、高齢の方等が気軽に音楽に触れ、参加し、楽しむことができるバリアフリープログラムの推進</p>

<p>映像によるまちづくり</p>	<p>映画大学や4つのシネコン等、市内にある映像資源や企業・団体等と連携し、川崎の魅力を発信していくとともに、子どもや若者が映像等に触れ、学ぶ機会を増やすことにより、創造性を伸ばし、将来の映像文化の担い手を育てていきます。</p> <p>また、川崎の歴史や文化芸術に関する映像資料をアーカイブ化し、川崎の近現代の姿を記録するとともに、地域の歴史を知る資料としての活用を図っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「映像のまち・推進フォーラム」を中心とした、企業や大学、映像関係者とのマッチング機能の充実及び地域活性化</li> <li>○小中学校での映像教育や地域での映像制作のワークショップの開催</li> <li>○川崎の近現代の風景や建物、資料等のアーカイブ（記録の保存）化及び活用</li> </ul>
<p>アートのまちづくり</p>	<p>音楽大学やホール、映画大学、アートセンター等の文化資源が集積した新百合ヶ丘周辺地区を中心に文化芸術を活用したまちづくりを行うことにより、人々が集う魅力あるまちを形成します。</p> <p>また、文化芸術の振興を支えるボランティアを育成することにより、持続的な文化芸術のまちづくりに取り組んでいきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○しんゆり映画祭や川崎・しんゆり芸術祭（アルテリッカしんゆり）等地域の文化資源と連携した取組の展開及びまちの魅力発信</li> <li>○地域の文化芸術の振興を支える人材・ボランティアの育成</li> </ul>

## 施策2 地域資源を活用した特色ある文化芸術活動の推進

多摩川に沿った南北に長い川崎は、それぞれの地域において特色のある文化芸術や伝統芸能が育まれてきました。また、近年では産業の発展とともに企業が発信する文化等も生まれてきています。

これら、地域に根ざした川崎独自の文化芸術を活用したまちづくりを進め、魅力の発信を行っていきます。

取組	取組の概要
街道筋の文化芸術を活用したまちづくり	<p>市内には、東海道のほか、その脇往還として賑わった矢倉沢往還(大山街道)、中原街道等が横断し、その宿場町や渡し場等、街道沿いに現在の街並みの原型が形成されてきました。それら街道筋の文化芸術を後世に伝えるとともに、それらを活用した魅力溢れるまちづくりを行っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○東海道かわさき宿交流館や大山街道ふるさと館を拠点とした、宿場町や街道筋の文化芸術の魅力発信</li> <li>○地域住民や団体、民間企業等との連携による街道筋の歴史や文化を活用したまちづくりの推進</li> <li>○都市景観形成地区における街なみづくり等、歴史を活かした景観の形成</li> </ul>
生田緑地を中心とした地域の魅力の発信	<p>生田緑地には、豊かな自然と、多くの文化施設があります。これらの資源同士を結びつけることにより、生田緑地を中心とした周辺地域の魅力発信を行っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○藤子・F・不二雄ミュージアム、岡本太郎美術館、日本民家園、かわさき宙と緑の科学館(青少年科学館)の生田緑地4館連携による魅力発信</li> <li>○生田緑地サマーミュージアムの開催等、身近に生田緑地を楽しめる事業の展開</li> <li>○地域の商店街等と連携したまちの活性化推進</li> </ul>
多摩川を活用したまちづくり	<p>多摩川は川崎の文化形成や生活・風俗に大きな影響を及ぼしてきました。将来に向け、多摩川の景観を守っていくとともに、多摩川を活用した事業や渡し場等の歴史を伝えていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ニヶ領せせらぎ館や大師河原水防センター大師河原干潟館等の活用</li> <li>○多摩川の歴史や環境を身近に学習・体験できる事業の開催</li> <li>○多摩川景観形成ガイドラインに沿った景観誘導の推進</li> </ul>

<p>地域の伝統文化や文化財を活用したまちづくり</p>	<p>市内には、地域の歴史や生活に根ざした数多くの伝統文化、文化財が現在に継承されています。これら文化財等を川崎市文化財保護活用計画に基づき保護し、後世に伝えていくとともに、積極的に魅力を市民に伝えていくよう活用を図っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財等の保護・活用の推進</li> <li>○川崎市地域文化財顕彰制度に基づく地域に根ざした文化財の普及啓発の推進</li> <li>○国史跡橘樹官衙遺跡群の保存整備・活用の推進</li> <li>○各地域の民俗芸能等を活用した取組の推進</li> <li>○子どもや若者も含めた市民が文化財や民俗芸能に触れる機会の拡充</li> <li>○地域の考古、歴史、民俗資料の調査・収集・研究・公開</li> </ul>
<p>企業・産業が産み出す文化芸術の活用</p>	<p>臨海部を始め、市内には多くの近代化遺産や産業文化財が存在します。また、市内の企業等が発信する文化芸術が川崎の文化の一翼を担っています。川崎の近現代化の遺産を残していくとともに、近代化遺産や産業文化財等に市民が気軽にアクセス・見学できる条件整備と仕組づくりや、新たな観光資源としての掘り起こしと活用を行っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○川崎区全域を展示場に見立てたかわさき産業ミュージアムの展開</li> <li>○工場夜景や企業博物館等、企業や産業が産み出す文化資源を活用した観光促進</li> </ul>
<p><u>若者文化の発信によるまちづくり</u></p>	<p><u>本市は、ブレイクダンスやヒップホップなどのストリートカルチャーといった若者文化が盛んです。こうした、川崎らしい地域資源である若者文化の発信により本市の魅力を高め「若い世代が集い賑わうまち」をめざす取組を進めています。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○<u>地域人材のネットワークの構築と活動等の支援</u></li> </ul>

### 施策3 「川崎の文化」の国内外への発信

魅力的な川崎の文化芸術を育てるとともに、国内外に向けて発信することにより、都市イメージの向上や観光客の誘致を図り、個性と魅力が輝くまちづくりを進めていきます。

取組	取組の概要
国内外への魅力発信	<p>民間活力による音楽祭を含む質の高い音楽事業や、全国に発信できる魅力的な文化事業等を実施するとともにこれらの事業を、本市の魅力として国内外へ発信することにより、市内外から人々が集う、賑わいのあるまちづくりを進めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ミュージア川崎シンフォニーホールを核にした質の高い公演事業の展開による「音楽のまち・かわさき」の発信</li> <li>○民間主体による音楽祭等の文化芸術イベントの開催支援</li> <li>○カワサキハロウィンや川崎・しんゆり芸術祭（アルテリッカしんゆり）等、川崎に根ざした魅力的な事業による全国発信</li> <li><u>○魅力発信につながる映像作品のロケ支援</u></li> <li>○文化施設における様々な展覧会やイベントの開催</li> <li><u>○歴史文化資源である浮世絵等を活用した新たなにぎわいの創出と魅力の発信</u></li> <li>○文化芸術を活用したシティプロモーションや観光振興の効果的な展開</li> <li>○漫画やアニメ、日本の現代アート等を活用した国内外への魅力発信</li> <li><u>○イベント等の対象者に合わせた媒体による効果的な情報発信</u></li> </ul>
文化交流の推進	<p>海外や国内の諸都市との交流により、異なる地域の文化芸術に触れる機会を提供するとともに、都市間の友好親善や市民の相互理解を促進します。</p> <p><u>また、文化芸術活動を通じて市民が多様な文化を理解し、尊重し合うことができるよう、地域などでの文化交流を促進します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○海外の姉妹友好都市等との文化芸術・人材の相互交流の推進と文化の発信</li> <li>○文化交流に取り組む市民・団体等の活動支援</li> <li><u>○音楽イベントや国際交流センターにおける事業等を通じた多文化共生の取組の推進</u></li> </ul>

## (2) 基本目標 2 人材の育成と協働による文化芸術の振興

文化芸術を定着させ、持続させるためには、文化芸術活動を支える人材や文化芸術を理解し、楽しむ人々の存在が不可欠です。本市では、これらの人材の発掘やその支援を進めるとともに子どもや若者が様々な文化芸術に触れ、楽しむ環境を作ることにより、地域の文化芸術活動を支える人材の育成を促進し、持続的に文化芸術が発展していくまちづくりを進めていきます。

また、地域の人材、企業、文化関係機関等と行政がそれぞれの役割を担い、連携することで地域全体で文化芸術活動の振興を図るとともに、地域の活性化につなげていきます。

### 施策 1 文化芸術を支える人材の育成と活躍の機会の提供

文化芸術活動を行う人材や、活動を支える人の育成を進めるとともに、その活躍の場を広げていくことにより、文化芸術を地域で支えていく取組を推進していきます。

また、次世代を担う子どもや若者が身近に文化芸術に触れることができる環境を充実することにより、地域の文化芸術を支える人材を育てていきます。

取組	取組の概要
ボランティアの育成と活躍機会の拡充	<p>文化芸術活動を支えるボランティアの育成を行うとともに、ボランティアの方々が活躍できる機会の拡充、企画や運営等への参加等役割の拡充を行い、持続的な文化芸術のまちづくりに取り組んでいきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティア育成講座の開催</li> <li>○文化芸術事業におけるボランティアの活躍の機会の拡大</li> </ul>
若手芸術家等の育成支援	<p>文化芸術活動を行う若手芸術家に対し、発表の場やワークショップ等の機会の提供、人材交流の機会等を通し若い世代の才能発掘や、支援を行っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○文化施設での若手の芸術家が発表する機会の提供</li> <li>○若手芸術家によるワークショップ等の開催</li> <li>○市内の音楽大学や映画大学と連携した学生や卒業生の演奏・発表の場の設定</li> <li>○文化芸術に関する担い手の育成や技術・技能の継承に資する取組の検討</li> </ul>

<p>子どもや若者が文化芸術に触れる機会の充実</p>	<p>子どもや若者が文化芸術に触れ、楽しむきっかけづくりや、文化芸術活動への支援を充実させていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○東京交響楽団等と連携した、子どもたちが文化芸術を楽しみ、体験できる取組の推進</li> <li>○地域の文化団体や伝統芸能と学校教育との連携の推進</li> <li>○子どもや若者が日頃取り組んでいる文化芸術活動を発表できる機会の提供</li> <li>○市内の音楽大学等と連携した子どもや若者の文化芸術活動への支援</li> <li>○美術館・博物館等での教育普及事業の展開</li> <li>○<u>子どもや若者による文化芸術鑑賞や文化芸術活動の更なる拡大に資する取組の検討</u></li> </ul>
-----------------------------	--

## 施策2 市民・文化関係団体・企業との連携の推進

市内には、2つの音楽大学と日本で唯一の映画の単科大学という文化芸術系の大学、NPO法人、文化団体、文化芸術活動に取り組んでいる企業等、様々な活動主体があります。今後も相互の情報の共有化を進め、これら活動主体や行政が連携した総合的な文化芸術活動の推進を図ります。

取組	取組の概要
ネットワークづくりの推進	<p>文化芸術活動を行う団体・企業・芸術家等のネットワークづくりを推進することにより、新たな連携や芸術家の活躍の機会を創出し、文化芸術活動を支援していきます。また、様々なジャンルの芸術家が交流できる場所を創出し、相互に学びあい、連携しながら各種文化芸術イベントやシンポジウム、情報の発信等を行っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「音楽のまち・かわさき推進協議会」や「映像のまち推進フォーラム」等による、企業・文化団体・芸術家等のネットワークづくりの推進</li> <li>○文化施設等における芸術家同士の交流・相互発信の場の提供</li> </ul>
文化芸術の様々な分野への活用	<p>文化芸術を貴重なコンテンツとして産業や福祉等様々な分野に活用することにより、新たな産業や付加価値を創出していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○産業にデザイン等の文化的な視点を取り入れることにより付加価値や情報発信力を強化する取組の検討</li> <li>○<u>観光や福祉等に文化芸術を活用する取組の検討</u></li> </ul>
文化芸術活動の連携の促進	<p>市民や文化団体、大学、企業等様々な文化芸術活動の実施主体と連携した取組を促進していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市内の文化団体、大学、企業、芸術家等との連携の促進</li> </ul>

### (3) 基本目標3 市民が文化芸術に触れる環境・活動できる環境の整備

市内では、音楽や絵画などの多様な文化芸術活動や、地域で受け継がれてきた民俗芸能の保存伝承など多様な活動が行われており、美術館やホール等の文化施設で鑑賞や発表などの文化芸術活動が行われています。

市民による文化芸術活動がより活発に行われるとともに、誰もが文化芸術に触れ、楽しめる機会を増やしていくことにより、魅力にあふれ、市民が愛着と誇りをもって暮らすことができるまちづくりを進めていきます。

#### 施策1 文化施設等の効果的な運営

市民の文化芸術活動の拠点ともなる文化関連施設については、適切な管理運営やアウトリーチ活動の実施等により、市民が文化芸術に触れるきっかけとなるほか、市民が身近に文化芸術に触れ、親しむことができる環境を提供していきます。

取組	取組の概要
施設の特長を踏まえた展示・公演等の実施	博物館法や劇場、音楽堂等の活性化に関する法律等の趣旨を踏まえ、各施設の設置目的や運営方針に基づき、施設の特長を踏まえた魅力的で質の高い展示・公演等の事業を通して、文化芸術の創造拠点としての役割や市民の活動拠点としての役割、川崎市の魅力発信拠点としての役割を果たしていきます。
施設間の連携・協力	施設同士が互いの特性を活かして連携しあうことにより、情報の共有、広報・事業等の充実を図り、地域や文化関連施設相互の魅力を発信していきます。  ○文化施設相互の連携の拡充
文化施設等のアウトリーチ活動の充実	文化施設の魅力等について、館の内部だけにとどまらず、アウトリーチ活動等を通して展開し、より多くの方に鑑賞の機会を提供することにより、川崎の文化芸術活動の裾野を広げていきます。  ○アウトリーチ公演の実施 ○美術館や博物館によるアウトリーチ事業の推進

<p>バリアフリーの 推進</p>	<p>子ども連れの方、高齢者、障害のある方等にも身近に文化芸術に触れていただける機会を提供していきます。</p> <p>○施設のバリアフリー化に向けた取組の推進</p> <p>○障害のある方に向けた美術館鑑賞プログラム等の推進</p> <p>○邦画の字幕上映、集団補聴システム導入等、障害のある方が鑑賞しやすい環境の整備</p> <p>○幼児や子ども連れの方が気軽に参加・鑑賞できる親子向けプログラムの充実</p>
<p>専門人材の養成</p>	<p>施設従事者に関しての専門性の確立に向け、研修への参加、文化施設での人材育成等を実施します。</p>
<p>計画的な修繕の 実施</p>	<p>施設の長寿命化や安全性の確保、魅力の増進等のため、中長期の修繕計画に基づき、計画的な修繕を行っていきます。</p>

## 施策2 市民が身近に文化芸術に触れる機会の提供

まちなかや身近な場所において市民が気軽に文化芸術を楽しむことができる環境づくりを行うことにより文化芸術の裾野を広げるとともに、ホール等に足を運びにくい環境の方々にも文化芸術を楽しんでいただける機会を提供します。

取組	取組の概要
身近に文化芸術に触れる機会の充実	<p>区役所のロビーや商業施設、まちかど等、気軽に立ち寄れる空間での展示会や、音楽、芸能等の鑑賞機会を提供することにより、誰もが身近に文化芸術に触れることができる機会を提供していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○商業施設等の協力による、身近な場所での音楽等の鑑賞機会創出</li> <li>○各区の音楽祭や、区役所ロビーや市民館等での展示会等、地域での発表と鑑賞の場の創出</li> </ul>
誰もが文化芸術の楽しさを享受できる機会の設定	<p>小さな子ども連れの方、病院や施設に入院・入所中の方等に、気軽に文化芸術に触れてもらう鑑賞機会の提供等を行っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○幼児や子ども連れの方が気軽に参加・鑑賞できる親子向けプログラムの充実</li> <li>○市内の老人福祉施設や病院等への巡回公演等の開催</li> </ul>

### 施策3 文化芸術活動への市民参加の促進

市民や地域で活動を行っている文化団体は、文化芸術活動の主要な担い手として、様々な活動に取り組んでいます。市民の文化芸術活動への参加を促進するため、活動を行える環境や、活動場所等の情報を手に入れられる環境の整備を行っていきます。

また、高齢者や障害のある方など誰もが自ら文化芸術活動に参加できる機会を提供していきます。

取組	取組の概要
文化芸術活動を行う環境の拡充	<p>施設の有効活用を図る等、市民や文化団体が文化芸術活動を行う環境の充実を目指していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○既存の施設や、民間施設等を有効活用した文化芸術事業の実施</li> <li>○文化施設の開放等による、若手芸術家への活動支援及び、市民の文化芸術活動の裾野拡大</li> </ul>
文化芸術活動を行うための情報の整備	<p>文化芸術活動を行いたい市民と、地域の文化芸術活動ができる場所や活動団体等の情報を結びつけるマッチング機能の充実を目指していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○文化芸術活動の練習や発表を行える場所等の情報提供の充実</li> <li>○文化関係団体とのネットワークづくりや情報発信等の中間支援機能の強化</li> </ul>
文化芸術活動を発表する場の提供	<p>市民や文化団体の文化芸術活動を発表する場所を提供するとともに、そうした情報の提供方法について整備していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○アンデパンダン展やかわさき市美術展、各区文化祭の開催支援等、日頃の文化芸術活動の発表の場の提供</li> <li>○アートガーデンや市民館のギャラリー等、作品の展示機会の提供</li> </ul>
様々な方が文化芸術活動に参加する機会の提供	<p>高齢者や障害のある方など誰もが文化芸術活動に参加し、発表等を行える機会を提供することにより社会参加を進め、目標や生きがいを持ちながらいきいきと生活できるまちづくりを目指していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○プラチナ音楽祭等地域で活動している方々の発表の機会や文化芸術活動に参加する機会の提供</li> <li>○美術作品展やコンサート、演劇等、障害のある方が地域の方々と文化芸術活動を行い、発表できる場の提供</li> <li>○<u>beyond2020 プログラムの認証取得の促進</u></li> <li>○<u>障害のある方が制作した作品等の販売等に係る支援</u></li> </ul>

### 3 横断的な視点

文化芸術の振興にあたり、先述した3つの基本目標（文化芸術や地域の特性・資源を活かしたまちづくり、人材の育成と協働による文化芸術の振興、市民が文化芸術に触れる環境・活動できる環境の整備）は、それぞれが独立したものではなく、相互に関連するものです。例えばミュージア川崎シンフォニーホールは、「音楽のまち・かわさき」の中核的施設として良質な音楽の鑑賞機会を提供し、本市の魅力の発信に貢献しているのみならず、若手演奏家育成事業等の人材育成プログラムを実施し、さらに施設のバリアフリー化や「フェスタサマーミュージア」などを通して、誰もが音楽を鑑賞し発表できる環境づくりにも取り組んでいます。

こうした認識のもと、第2期計画で基本目標を達成する上で重要な取組として「重点施策」と位置づけていた以下の3点については、本計画に基づく取組を推進する際の「横断的な視点」として改めて位置づけ、計画の年度管理を行う際には、取組自体の進捗状況に加えて、「横断的な視点」に関する実施状況も把握していきます。

<b>視点1</b>	<b>文化芸術を活かしたまちづくりによる川崎の魅力増進と地域の活性化</b>
<p>ミュージア川崎シンフォニーホールや藤子・F・不二雄ミュージアムなどの世界的な文化資源を活用し、国内外へ積極的に発信していくとともに、これまで取り組んできた文化芸術を活かしたまちづくりをさらに進めることにより、国際的な文化都市として都市イメージの向上と地域の活性化を図っていきます。</p>	

<b>視点2</b>	<b>次世代の担い手である子どもや若者が身近に文化芸術を体験できる場づくり</b>
<p>文化芸術活動が活発に行われるには、活動を行う人、支える人とともに、文化芸術を理解し、楽しむ人々の存在が不可欠となります。こうした人々を育てるために、子どもの頃から身近に文化芸術に親しみ、楽しむことができる環境をつくり、次世代の文化芸術の担い手を育てていきます。</p>	

<b>視点3</b>	<b>バリアフリープログラムの推進による誰もが文化芸術を楽しめる機会づくり</b>
<p>小さな子ども連れの方や高齢の方、障害のある方などにも、それぞれの状況に応じて身近に文化芸術を楽しみ、参加しやすい環境を整えます。</p>	

【施策体系図】

- ＜ 本市の文化芸術振興施策の基本方針 ＞
- 1 文化芸術の振興による創造的で持続的なまちづくりの推進
  - 2 市民の主体的な文化芸術活動の尊重と支援
  - 3 関係機関等との連携による文化芸術の振興と地域づくり
  - 4 文化芸術活動を通じた都市・地域間の交流の推進

- ＜ 本計画で目指すまちの姿 ＞
- 「川崎の文化」の発信による国際的な文化都市
  - まちなかや生活に文化芸術が息づく魅力のあるまち
  - 文化芸術の担い手が育つ好循環のまち
  - 誰もが文化芸術を楽しめるまち

基本目標1 文化芸術や地域の特性・資源を活かしたまちづくり

- 施策1 文化芸術を活かしたまちづくりの推進
- 施策2 地域資源を活用した特色ある文化芸術活動の推進
- 施策3 「川崎の文化」の国内外への発信

基本目標2 人材の育成と協働による文化芸術の振興

- 施策1 文化芸術を支える人材の育成と活躍の機会の提供
- 施策2 市民・文化関係団体・企業との連携の推進

基本目標3 市民が文化芸術に触れる環境・活動できる環境の整備

- 施策1 文化施設等の効果的な運営
- 施策2 市民が身近に文化芸術に触れる機会の提供
- 施策3 文化芸術活動への市民参加の促進

横断的な視点

- 文化芸術を活かしたまちづくりによる川崎の魅力増進と地域の活性化
- 次世代の担い手である子どもや若者が身近に文化芸術を体験できる場づくり
- バリアフリープログラムの推進による誰もが文化芸術を楽しめる機会づくり

## < 本市における文化プログラムについて >

### ■オリンピックにおける「文化プログラム」の位置づけ

オリンピック憲章では、「オリンピック競技大会組織委員会は、少なくともオリンピック村の開村から閉村までの期間、文化イベントのプログラムを催すものとする。そのようなプログラムはIOC（国際オリンピック委員会）理事会に提出し、事前の承認を得なければならない。」（第5章・第39条）とされ、近年のオリンピックにおける「文化プログラム」は規模・質ともに、五輪開催期間を超えて長期化・大規模化するなど、オリンピック・パラリンピックはスポーツの祭典であると同時に文化の祭典でもあります。

また、平成30(2018)年3月に国が策定した「文化芸術推進基本計画」では、東京2020大会について、「我が国の文化芸術の価値を世界へ発信する大きな機会であるとともに、文化芸術による新たな価値の創出を広く示していく好機である」とした上で、「2020年東京大会を契機に、国内外で多彩な文化プログラムが展開され、国際文化交流・協力を推進するとともに、日本の文化を戦略的かつ積極的に発信し、文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献を図る。」とされています。

### ■東京2020大会に向けた文化プログラムの枠組み

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）は、東京2020大会を一過性のイベントとするのではなく、出来るだけ多くの人々が参画し、あらゆる分野で東京2020大会がきっかけとなって社会が変わったと言われるような大会を目指しており、様々な組織団体がオリンピック・パラリンピックとつながりを持ちながら大会に向けた参画・機運醸成・レガシー創出に向けたアクションが実施できる仕組みである「東京2020参画プログラム」として実施しています。「オリンピック憲章」に基づいて行われる公式文化プログラムとして、組織委員会が認証するプログラムは2種類あり、組織委員会・国・開催都市・会場所在地地方公共団体・公式スポンサーが実施する「東京2020公認文化オリンピックアード」と、非営利団体・会場所在地以外の地方公共団体が実施する「東京2020応援文化オリンピックアード」があります。

また、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局（以下「内閣官房オリパラ事務局」という。）では、2020年以降を見据え、日本の強みである地域性豊かで多様性に富んだ文化を活かし、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシーの創出に資する文化プログラムを「beyond 2020プログラム」として認証し、ロゴマークを付与することで、オールジャパンで統一感を持って日本全国へ展開するとしています。

「beyond2020プログラム」は、実施主体が営利・非営利を問わず文化に関わる幅広い活動が対象とされ、実施主体も公的機関の他、民間事業者、その他任意団体等多様な団体が参画可能となっています。

## ■基本的な方向性

「beyond2020 プログラム」は、日本文化の魅力を発信する事業・活動であることに加えて、車いす専用席を設けるなど障害者にとってのバリアを取除く取組や、外国語が話せるスタッフを配置するなどして外国人にとっての言語の壁を取除く取組など、多様性・国際性を配慮した事業・活動を含んだものであることが認証の要件となります。

本市では、振興条例の理念や「かわさきパラムーブメント」の策定を踏まえ、誰もが文化芸術に親しめる環境づくりを推進するため、障害のある方の文化芸術活動への支援等を通じた多様性と社会的包摂が進んだまちづくりの推進をはじめ、川崎の個性あふれる独自の文化や文化施設の魅力を活かした様々なイベントを実施していることから、多様な団体が参画可能な「beyond2020 プログラム」を活用し、本市における文化プログラムを推進していきます。

また、本市は平成 29(2017)年 7 月に「beyond2020 プログラム」の認証組織となったことから、市内の文化団体等にも文化芸術イベント実施の際の認証取得を促し、共生社会や国際化につながるレガシーの創出を目指していきます。

## beyond2020 プログラムの認証要件

### 日本文化の魅力を発信する事業・活動であること

■日本文化とは、以下のような多様なものを含みます。

- ✓ 伝統的な芸術、現代舞台芸術
- ✓ 最先端技術を用いた各種アート、デザイン
- ✓ クールジャパンとして世界が注目するコンテンツ、メディア芸術
- ✓ ファッション
- ✓ 和食・日本酒その他の食文化
- ✓ 祭り、伝統的工芸品、和装
- ✓ 花、木材・石材・畳等を活用した日本らしい建築

### 多様性・国際性に配慮した、以下のいずれかを含んだ事業・活動であること

■障害者にとってのバリアを取り除く取組（具体例）

- ✓ 車いす専用席等があるバリアフリー対応の会場を選ぶ等の工夫がある催事
- ✓ 視覚障害の方でも楽しんでいただけるように点字の解説がある展覧会
- ✓ 聴覚障害の方でも参加できるように手話通訳を配置したイベント など



■外国人にとっての言語の壁を取り除く取組（具体例）

- ✓ 外国語が話せる案内スタッフを配置したシンポジウム
- ✓ 英語が併記されたチラシや外国語対応の HP による情報発信をしているお祭り
- ✓ タブレットによる多言語解説がある伝統芸能 など

認証

★認証を受けた事業・活動は  
beyond2020 プログラムロゴマークを  
使用することができます。



★文化庁が全国の文化プログラムを  
集約・多言語発信するポータルサイト  
「Culture NIPPON」に掲載され、広く  
国内外に情報発信されます。

(資料) 文化庁パンフレット「日本文化の魅力を発信！」を元に作成

## 第4章 計画の推進について

### 1 各主体に期待される役割

平成29(2017)年に改正された文化芸術基本法第5条の2では、文化芸術団体(=文化芸術活動を行う団体)は、「自主的かつ主体的に文化芸術活動の振興の充実に努めるとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。」と新たに規定されました。本市では、これまでも文化芸術活動の主役は市民及び文化芸術活動を行う様々な団体等と位置づけてきましたが、今後についても、文化団体、大学、学校、企業、NPO、文化ボランティアそして行政や各文化施設等の多様な主体が、互いに連携し、協働していくことが、文化芸術の振興に大変重要であると考えています。

#### (1) 市民

市民の多様で主体的な文化芸術活動が川崎の文化芸術の中心となっています。また、文化芸術活動を行う方だけではなく、支える方や、鑑賞等により楽しむ方、それぞれが本市の文化芸術振興の一翼を担っています。

#### (2) 文化団体

文化芸術活動を行う人々で構成される文化団体や各区文化協会及び文化芸術関係のNPO等は、それぞれの分野で活動に取り組むとともに、ネットワークを構築して、市内外への発信や市外の団体との連携による活動を推進しています。

#### (3) 文化芸術分野における専門家

文化芸術分野に関する専門家や芸術家等は、文化芸術を主体的に創造、発信するとともに、地域と連携した活動等により、産業やまちづくり等にアイデアや活力をもたらしています。今後とも自由で活発な創作活動や多様な才能の交流により、川崎の文化芸術の創造と発信を担っています。

#### (4) 大学

市内には、文化芸術系の大学として、二つの音楽大学と日本で唯一の映画の単科大学があるとともに、多くの大学が所在しています。これらの大学は、教育・研究機関としてのみでなく、文化芸術を振興するうえで、専門的な知識やノウハウを有しており、地域で様々な役割により文化芸術活動を担っています。

#### (5) 企業等

本市には、企業や商工会議所等の産業界での文化芸術への取組が活発であり、これまでも企業博物館や工場見学等の社会貢献活動や、川崎商工会議所や商店街等による取組等が行われてきました。様々な文化芸術イベント等への協働や協賛等、様々な形で連携が推進されています。

## (6) 公益財団法人川崎市文化財団

川崎市文化財団は、市民の文化芸術活動を振興し、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまちづくりに寄与することを目的に設立され、多様な文化芸術活動の実施や、川崎能楽堂やアートガーデンかわさきなどの文化芸術施設の管理運営の他、ミューザ川崎シンフォニーホールや川崎市アートセンターなどの指定管理者制度を導入した施設を本市から受託して運営するなど、文化の専門的な組織として文化芸術の振興に本市と連携して取り組んでいます。

市と文化財団は文化芸術振興の施策を実現する協働のパートナーとして連携してきましたが、多くの市民が文化芸術活動に参加しやすい環境づくりを進めるとともに、市民や文化団体等の多様な主体と連携・協働しながら事業展開することがより効果的と考えられます。今後、本市が目指す方向性を着実に推進するためには、市と文化財団はさらに連携を深め、次の役割分担で事業を進めていく必要があります。

### 《市と文化財団との役割分担》

市	市民が文化芸術活動を自主的かつ創造的に行うことができるよう環境を整備するほか、文化芸術振興施策の推進を通じ、文化芸術を振興する役割を担う
文化財団	イベント等の事業実施はもとより、川崎の文化芸術を支える人材の育成や多様な活動主体との連携・コーディネートを行う中間支援の取組など専門的な組織としての役割を担う

文化財団がその役割を的確に果たすためには、市のサポートのもと執行体制の強化や優秀な人材の確保等による機能強化を図り、文化芸術施策の推進における課題や情報を市と文化財団で共有し、双方向のコミュニケーションを深めつつ、文化財団のもとに蓄積された事業展開のノウハウを生かすことにより、文化芸術がより一層振興されるよう連携・協働を深めていきます。

将来的には、文化財団の中間支援機能が充実し、文化芸術の先駆的な活動やその効果を検証・研究するなどの調査研究機能など、総合力・専門能力を生かし、本市の文化芸術政策の立案や実施などが担える組織となるよう、連携して検討していきます。

## 2 文化関連施設に求められる役割

市内には、文化芸術の創造・発信や地域の文化芸術活動の拠点となる施設があり、本市の文化芸術の振興において重要な拠点となっています。劇場、音楽堂等の活性化に関する法律の施行等、それぞれの文化施設に期待される役割の幅も広がっており、文化芸術振興の拠点として重要性が増しています。

### (1) 文化芸術の創造拠点としての役割

音楽堂や劇場等の専門ホールや、美術館等については、各種公演や、作品の展示のみならず、運営に携わる人材や芸術家の育成、自ら企画する事業の実施等の機能が求められており、本市の文化芸術の創造拠点としての役割を担っていきます。

＜主な施設＞

ミューザ川崎シンフォニーホール、アートセンター、市民ミュージアム、岡本太郎美術館、川崎能楽堂 等

### (2) 市民の活動拠点としての役割

地域において活発な文化芸術活動が行われるには、市民が自ら活動や練習を行い、発表し、また、それを身近に鑑賞できる場が不可欠であり、市民が主体となる活動の拠点としての役割を担っていきます。

＜主な施設＞

カルッツかわさき（スポーツ・文化総合センター）、東海道かわさき宿交流館、大山街道ふるさと館、国際交流センター、男女共同参画センター、市民ミュージアム、市民プラザ、新百合トゥエンティワンホール、アートガーデンかわさき、各区市民館 等

### (3) 川崎市の魅力発信拠点としての役割

文化関連施設が魅力的な事業展開を行い、市内外に発信していくことにより、施設だけではなく、周辺地域の活性化や都市イメージの向上の中心拠点としての役割を担っていきます。

＜主な施設＞

ミューザ川崎シンフォニーホール、カルッツかわさき（スポーツ・文化総合センター）、アートセンター、東海道かわさき宿交流館、大山街道ふるさと館、市民ミュージアム、岡本太郎美術館、藤子・F・不二雄ミュージアム、小黒恵子童謡記念館、かわさき宙と緑の科学館（青少年科学館）、日本民家園、（仮称）アートガーデン特別展示室（平成31(2019)年12月オープン予定） 等

### 3 計画の推進と評価

計画期間内（平成 31（2019）年度～平成 35（2023）年度）において、推進する項目や取組の進捗状況を管理し、結果や成果を評価することにより、計画の着実な推進を図ります。

#### （1）成果指標

本計画を着実に推進するため、川崎市総合計画（第 2 期実施計画）の成果指標を活用して、次のとおり成果指標及び目標値を設定します。

成果指標（指標の出典）※下段は算出方法	現状値 （平成 29 （2017）年度）	参考値 <sup>3</sup> （平成 33 （2021）年度）	目標値 <sup>4</sup> （平成 35 （2023）年度）
<b>文化・芸術活動の盛んなまちだと思ふ市民の割合<sup>5</sup></b> （市民アンケート）	47.4%	52.2%	53.6%
「川崎市が文化・芸術活動の盛んなまちだと思いますか」という問いに対して、「そう思う」「ややそう思う」と回答した人の割合の合計		以上	以上
<b>主要文化施設の入場者数</b> （市民文化局調べ）	137.8 万人	140.5 万人	140.5 万人
主要文化施設 8 施設（東海道かわさき宿交流館、市民ミュージアム、大山街道ふるさと館、藤子・F・不二雄ミュージアム、岡本太郎美術館、日本民家園、かわさき宙と緑の科学館（青少年科学館）、アートセンター）の入場者数の合計		以上	以上
<b>ミュージア川崎シンフォニーホール主催・共催公演の入場者率</b> （市民文化局調べ）	74%	74%	74.5%
ミュージア川崎シンフォニーホールの主催・共催公演に関する、入場者定員数に対する入場者数の割合（入場者数/入場者定員数×100）		以上	以上
<b>年 1 回以上文化芸術活動をする人の割合</b> （市民アンケート）	14.5%	18%	19%
「この 1 年間に、鑑賞を除いた文化芸術活動をしたことはありますか」という問いに対して、「頻繁（週 1 回以上）に活動している」「定期的（月 1 回以上）に活動している」「少なくとも 1 回は活動したことがある」と回答した人の割合の合計		以上	以上
<b>「音楽のまち」の環境が充実していると感じる人の割合</b> （市民アンケート）	51.3%	57%	58.5%
市内で身近に音楽に触れたり、実践したりする環境について、「充実していると感じる」「ある程度充実していると感じる」と回答した人の割合の合計		以上	以上
<b>「映像のまち」の取組を知っていて、評価できると回答した人の割合</b> （市民アンケート）	17.8%	25%	27.5%
映画やドラマの撮影の誘致など、映像を通じた、まちの魅力向上や地域の活性化に関する市の取組について、「市の取組を知っており、取組を評価できる」と回答した人の割合		以上	以上

<sup>3</sup> 参考値…総合計画（第 2 期実施計画）の計画期間の終期である平成 33（2021）年度における目標値です。

<sup>4</sup> 目標値…本計画の計画期間の終期である平成 35（2023）年度における目標値です。第 3 期実施計画（終期は平成 37（2025）年度）の中間年にあたるため、数値は第 2 期実施計画の目標値と第 3 期実施計画の目標値との中間値を算出しました。

<sup>5</sup> 文化・芸術活動の盛んなまちだと思ふ市民の割合…総合計画上、本指標は「市民の実感指標」として、総合計画策定時の現状値（48%：平成 27（2015）年度）と、総合計画の目標値（55%以上：平成 37（2025）年度）のみが設定されているため、本計画における参考値と目標値は、変化量（10 年間で 7 ポイント増加）を総合計画策定時からの経過年数で按分して算出しました。

## (2) 計画の進行管理・評価の体制

### ◎川崎市文化芸術振興会議

川崎市文化芸術振興会議（以下「振興会議」という。）は、振興条例第9条に基づき、平成17(2005)年10月1日に設置され、本市の文化芸術の振興に関して、様々な意見や審議等を行う外部組織であり、文化アセスメントを行う役割を担っています。本計画の推進にあたっては、振興会議からの様々な意見を参考にするとともに、文化アセスメントを受けながら進捗を図っていきます。

#### 附属機関

##### 川崎市文化芸術振興会議

#### 【構成】

市民及び学識経験者10人以内

#### 【役割】

- ・文化アセスメントの実施
- ・文化芸術の振興に関する重要事項についての調査審議
- ・文化芸術振興計画策定時の意見
- ・文化芸術振興に関する助言など

### ◎川崎市文化芸術振興庁内推進委員会

文化芸術振興施策に関わる関係局区で構成し、庁内における計画の進捗状況を管理するとともに、情報共有や連携、課題への対応を図ります。

#### 庁内推進体制

##### 川崎市文化芸術振興庁内推進委員会

#### 【構成】

文化芸術振興施策に関わる関係局区

#### 【役割】

- ・振興計画の推進及び施策の進行管理
- ・振興計画の施策の調整
- ・実施事業についての情報・課題の共有
- ・重点施策の取組に関わる協議

## (3) 文化アセスメントを活用した施策の総合マネジメント

振興条例第8条に基づき、振興会議が文化アセスメントを実施し、本計画上の事業の取組の進捗と方向性を検証していきます。

文化アセスメントは、振興会議が本計画上の取組の成果や経過を評価するとともに取組に対する提言を行うことにより、創造的かつ持続的な文化芸術活動の振興を図ることを目的とした事業評価のシステムです。

文化アセスメントの内容については、年度ごとに公表し、市の文化芸術振興施策の内容や進捗の情報を発信していきます。また、毎年度、文化アセスメントの結果に対する市の対応状況について、振興会議に報告し公表することにより、進行管理を行っていきます。このように、文化アセスメントは、本計画とともに市の文化芸術振興施策の総合マネジメント・システムを構成するものです。

## (4) 計画の年度管理

本計画における施策の進行管理のため、各施策に位置づける事業について、その進捗状況を調査・点検することにより、各施策の進行管理を行っていきます。

また、進行管理を行うだけでなく、文化芸術振興庁内推進委員会において、その結果や点検・評価を通じて抽出された課題を検証し、改善策へとつなげることにより、文化芸術の振興における「PDCA（計画－実行－評価－改善）サイクル」の役割を担っていきます。

## 參考資料

## 第2期計画におけるこれまでの取組と課題

第2期計画で掲げた施策体系ごとに、計画策定（平成26(2014)年度）から平成29(2017)年度までの取組の進捗状況と、取組に関する課題に対して必要となる視点等についての調査を行い、主な結果を整理しました。

この視点を踏まえて、本計画における取組を実施していきます。

### ◎基本目標1 文化芸術や地域の特性・資源を活かしたまちづくり

#### ○施策1 文化芸術を活かしたまちづくりの推進

主な取組	課題に対して必要となる視点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「かわさきジャズ」(H27～)、「アジア交流音楽祭」、「かわさき市民第九コンサート」など、市内の多様な音楽活動団体と連携した音楽イベントの開催</li> <li>・ミューザ川崎シンフォニーホールにおける、海外著名オーケストラや東京交響楽団等による良質な音楽の鑑賞機会の提供</li> <li>・平成29年10月1日にオープンしたカルッツかわさき（スポーツ・文化総合センター）における、市民の様々な鑑賞意向を踏まえた、国内外において評価の高い公演・アーティストの鑑賞機会の提供</li> <li>・区役所のロビーや各区の公共施設でのコンサート等、身近な場所で音楽を発表・鑑賞できる場の提供</li> <li>・小中学校での映像制作授業、寺子屋事業等での映像ワークショップ、普及啓発イベントなど「映像のまち・かわさき」推進フォーラムと連携した取組の実施</li> <li>・「かわさき・シネマ大道芸フェスティバル」の開催（H26～）</li> <li>・「高津区ふるさとアーカイブ」（H26～）や「川崎市映像アーカイブ」の公開（H28～）、映画・ドラマ等のロケ地誘致など、映像資源を活用した取組の実施</li> <li>・「川崎・しんゆり芸術祭（アルテリッカしんゆり）」や「KAWASAKI しんゆり映画祭」開催支援や「あさお芸術・文化交流カフェ」の開催など新百合ヶ丘周辺地区に集積する文化芸術資源を活用した取組の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント等の事業内容や実施会場等の充実、改善</li> <li>・文化芸術資源の収集と一層の活用に向けた検討</li> <li>・来場者や参加者の拡大に向けた広報活動の強化や関係団体等への周知</li> <li>・ボランティア事業を支える人材の継続的な育成</li> <li>・多様な主体との連携の更なる強化等、事業の継続性確保に向けた取組</li> </ul>

○施策2 地域資源を活用した特色ある文化芸術活動の推進

主な取組	課題に対して必要となる視点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・東海道かわさき宿交流館や大山街道ふるさと館での街道筋の歴史や文化の発信、「東海道川崎宿 2023 まつり」の開催 (H26～) など、地域住民・団体との連携による街道筋の文化資源を活用した地域活性化の取組の実施</li> <li>・生田緑地周辺に立地する文化関連施設間での連携した取組や生田緑地サマーミュージアム、緑地内でのコンサートなど、緑地を中心とした魅力発信の取組の実施</li> <li>・ニヶ領用水せせらぎ館や大師河原水防センターにおける環境学習や歴史教育の推進、「丸子の渡し祭り」(H26～) や「渡し場サミット」(H27～) の開催など、多摩川を活用した事業の実施</li> <li>・川崎市文化財保護活用計画に基づく文化財等の調査・保護・活用事業の実施、地域の豊富な文化財を幅広く顕彰・記録する「川崎市地域文化財顕彰制度」の創設 (H29～)、国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画 (H29) に基づく保存整備・活用事業の実施、地域の歴史資料や民俗芸能等を活用したまちづくりや魅力発信事業の実施</li> <li>・産業文化財を保存し地域資源として活用を図る取組や、優れた技能職者を認定する「かわさきマイスター」に関する取組、大学や企業博物館等と連携したものづくり体験事業など、企業や産業が生み出す文化芸術を活用した取組の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の文化芸術資源の掘り起こしや蓄積した地域資源の活用方策の検討</li> <li>・文化関連施設や市民団体、企業等の連携強化による事業の更なる活性化</li> <li>・市民のみならず市外居住者や訪日外国人に対する魅力発信の取組</li> <li>・多様な観光ニーズに応えられる魅力づくりと受入体制の充実に向けた取組</li> </ul>

○施策3 「川崎の文化」の国内外への発信

主な取組	課題に対して必要となる視点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミュージアム川崎シンフォニーホールにおける良質な公演事業や、「かわさきジャズ」、「アジア交流音楽祭」などの「音楽のまち・かわさき」の取組の発信、「音楽のまち・かわさき」推進協議会による音楽関連情報の発信</li> <li>・「カワサキハロウィン」や「川崎・しんゆり芸術祭(アルテリッカしんゆり)」など、川崎に根ざした文化芸術イベントの発信</li> <li>・藤子・F・不二雄ミュージアムや岡本太郎美術館、日本民家園や市民ミュージアムなど文化関連施設における展覧会等の開催</li> <li>・ドラマや映画等のロケ地誘致の推進、「映像のまち・かわさき」推進フォーラムと連携したロケ情報の発信</li> <li>・シティプロモーションや広報事業、観光振興事業等における文化芸術を活用した取組の実施</li> <li>・「かわさきイベントアプリ」による情報提供の開始 (H29～)</li> <li>・かわさききたテラス観光案内所の運営開始 (H29～)</li> <li>・姉妹・友好都市との文化芸術を通じた交流事業の実施、市民交流団等に対する「かわさき国際友好使節」の認定、国内友好自治体との都市間交流事業の実施</li> <li>・学校教育における多文化共生教育推進事業や、国際交流センターや国際交流協会による国際交流活動など、多文化共生社会の実現に向けた取組の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種文化芸術イベントの一層の充実</li> <li>・文化関連施設における多彩な事業の展開、情報発信の強化</li> <li>・シティプロモーション等に大きく影響する文化芸術事業の効果的な発信</li> <li>・各都市が持つ特性を活用し、互恵関係を構築できる交流事業の実施</li> </ul>

◎基本目標 2 人材の育成と協働による文化芸術の振興

○施策 1 文化芸術を支える人材の育成と活躍の機会の提供

主な取組	課題に対して必要となる視点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・芸術のまち・かわさき人材育成事業（アート講座）や「かわさきジャズ」の人材育成プログラム（H27～）を通じた地域における文化芸術活動を支えるボランティアの育成</li> <li>・文化財保護・活用事業における文化財ボランティア登録制度の開始（H28～）などボランティアの育成</li> <li>・各種文化芸術イベントや文化関連施設におけるボランティアスタッフの活用</li> <li>・「交流の響き」や、ミューザ川崎シンフォニーホールにおける人材育成プログラム（若手演奏家育成事業、音楽大学オーケストラ・フェスティバル、ソリスト・オーディション等）等、音楽事業における人材育成の実施</li> <li>・「岡本太郎現代芸術賞」展やかわさき市美術展等、若手芸術家の発掘や発表の場の提供、若手芸術家による展覧会やワークショップの実施</li> <li>・文化芸術イベントや文化関連施設における子どもや青少年を対象とした取組や、子どもや青少年を対象とした事業における文化芸術を活用した取組などによる、文化芸術に触れる機会の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域人材の継続的な育成に向けた関係団体との協議や働きかけなどの取組</li> <li>・参加者の拡大に向けた事業の充実や情報発信の強化</li> </ul>

○施策 2 市民・文化関係団体・企業との連携の推進

主な取組	課題に対して必要となる視点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「音楽のまち・かわさき」推進協議会や「映像のまち・かわさき」推進フォーラム、「あさお芸術・文化交流カフェ」（H26～）など、文化芸術活動を行う団体や企業、芸術家等のネットワークづくりの取組</li> <li>・クリエイティブ産業活用促進事業や高齢者音楽療法推進事業、市民ミュージアムにおける回想法を活用した高齢者プログラムなど、文化芸術を産業や福祉等の分野に活用する取組の実施</li> <li>・市内の文化団体や企業、芸術家等と連携した各種文化芸術事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の充実や情報発信の強化等を目的としたネットワークの拡大や連携の更なる強化</li> <li>・更なる文化芸術振興のための中間支援機能の充実</li> </ul>

◎基本目標3 市民が文化芸術に触れる環境・活動できる環境の整備

○施策1 文化施設等の効果的な運営

主な取組	課題に対して必要となる視点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小黒恵子童謡記念館の再開館（H29～）</li> <li>・カルッツかわさき（スポーツ・文化総合センター）の開館（H29～）</li> <li>・ミュージア川崎シンフォニーホールやカルッツかわさき（スポーツ・文化総合センター）、アートセンターにおける、良質な公演や創造性や企画性の高い事業、関係機関との連携・協力による事業、国際交流に資する事業など劇場、音楽堂等の活性化に関する法律の趣旨に沿った事業の実施</li> <li>・展示事業における施設間での資料の貸し出しや、ミュージア川崎シンフォニーホールとの連携による音楽イベント、生田緑地内の文化施設による連携イベントなど、各施設が連携・協力した取組の実施</li> <li>・ミュージア川崎シンフォニーホールによる他施設や学校等でのアウトリーチ事業、博物館・美術館施設におけるアウトリーチ事業など、より多くの方へ鑑賞機会を提供する取組の実施</li> <li>・施設のバリアフリー化や鑑賞支援環境の試験的導入などのハード面の取組や、鑑賞支援環境を用意したコンサートや美術館・博物館施設における子ども連れの方、高齢の方、障害のある方などが鑑賞しやすいプログラムの実施などソフト面の取組の実施</li> <li>・事業の展開をはじめ普及啓発、施設管理、サービスアップ、バリアフリー、危機管理等の研修などによる、文化施設の効果的な運営に資する人材育成の実施</li> <li>・各文化施設の長寿命化に関する取組の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設における多彩な事業の更なる充実</li> <li>・施設間や関係団体等の連携の強化</li> <li>・各施設の魅力を発信するための効果的な広報の実施</li> <li>・各施設の長寿命化計画に基づく計画的な修繕等の実施</li> </ul>

○施策2 市民が身近に文化芸術に触れる機会の提供

主な取組	課題に対して必要となる視点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・区役所のロビーや各地域の公共施設を活用したコンサート、「アジア交流音楽祭」や「かわさきジャズ」など商店街や駅前広場、公園等を使用したフリーライブや「かわさきシネマ大道芸フェスティバル」など、誰もが身近に文化芸術に触れることができる機会の提供</li> <li>・東京交響楽団による老人福祉施設や病院、障害者福祉施設などを巡回するコンサートや、神奈川フィルハーモニー管弦楽団による学校や福祉施設等へのボランティア公演、各文化施設におけるバリアフリーの取組や鑑賞支援のプログラムなど、子ども連れの方、高齢の方、障害のある方などが気軽に文化芸術に触れることができる機会の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント等の事業内容や実施会場等の更なる充実</li> <li>・参加者の拡大に向けた情報発信の強化</li> <li>・地域で活動する音楽団体等への事業周知や連携の強化</li> </ul>

○施策3 文化芸術活動への市民参加の促進

主な取組	課題に対して必要となる視点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「かわさきジャズ」や「アジア交流音楽祭」など公共施設や民間施設を有効活用したイベントの開催、市民ミュージアムのアトリエや学校施設等の開放による市民の文化活動に資する取組の実施</li> <li>・「音楽のまち・かわさき」推進協議会による音楽活動や団体等に関する情報の提供、各種広報媒体を活用した広報事業による文化イベント等に関する情報の提供</li> <li>・アンデパンダン展やかわさき市美術展、各区文化祭の開催支援、「かわさきジャズ」での公募によるフリーライブ出演者の募集、地域の公共施設で開催するコンサート事業等、日頃の文化芸術活動の成果を発表する場の提供</li> <li>・プラチナ音楽祭やかわさき老人ホーム作品展、障害者作品展、しあわせを呼ぶコンサート、かわさきパラコンサート、障害のあるアーティストによる美術作品展、聴覚障害のある方も参加する人形劇団による公演など、高齢者や障害のある方など様々な方が文化芸術活動に参加できる機会の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント等の事業内容や実施会場等の充実、改善</li> <li>・参加者の拡大に向けた情報発信の強化</li> <li>・地域で活動する団体等への事業周知や連携の強化</li> <li>・beyond2020 プログラムの認証制度を通じたバリアフリープログラムの充実</li> </ul>

## 「第 2 期川崎市文化芸術振興計画（改訂版）」（案）に関する意見募集

本市では、平成 26(2014)年 3 月に策定した「第 2 期川崎市文化芸術振興計画」（計画期間：概ね 10 年間）に基づき、本市における文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進しています。

今年度、策定から 5 年が経過し、計画期間の中間年を迎えることから、第 2 期計画策定後の状況の変化等を踏まえて見直しを行い、平成 31(2019)年度から 5 年間を計画期間とする「第 2 期川崎市文化芸術振興計画（改訂版）」として策定いたします。

このたび、「第 2 期川崎市文化芸術振興計画（改訂版）」の案を作成いたしましたので、市民の皆様からの御意見を募集いたします。

### 1 意見募集の期間

平成 30(2018)年 11 月 20 日(火) ～ 平成 30(2018)年 12 月 20 日(木)

※郵送の場合は、当日消印有効です。

※持参の場合は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで(土・日・祝日を除く)にお持ちください。

### 2 資料の閲覧場所

- (1) 市民文化局市民文化振興室（川崎市川崎区駅前本町 11-2 川崎フロンティアビル 9 階）
- (2) 各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館
- (3) 情報プラザ（川崎市役所第 3 庁舎 2 階）
- (4) 市ホームページ

### 3 意見の提出方法

郵送、持参、FAX、市ホームページのフォームメールにて御意見をお寄せください。御意見には、題名、氏名及び連絡先（電話番号、メールアドレス又は住所）を記入（書式は自由）してください。

#### (1) 郵送・持参

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町 11-2 川崎フロンティアビル 9 階  
川崎市市民文化局市民文化振興室

#### (2) ファクス

044-200-3248（市民文化局市民文化振興室）

#### (3) ホームページ

市ホームページのパブリックコメント専用ページから送信

### 4 その他

※意見書の氏名及び連絡先は、意見内容を確認させていただく場合があるため記載をお願いするものです。他の目的には利用せず、適正に管理します。

※お寄せいただいた御意見に対して個別には回答しませんが、市の考え方を内容ごとに整理・要約し、後日、市のホームページ等で公表します。

#### 【問合せ先】

川崎市市民文化局市民文化振興室

電話：044-200-2029 FAX：044-200-3248

E-mail：25bunka@city.kawasaki.jp